

令和6年度第2回幕別町創生総合戦略審議会

日時：令和6年8月6日（火）午後6時30分～

場所：幕別町役場3階会議室A・B・C

1 開 会

2 町長挨拶

3 委員紹介

4 議 案

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 幕別町創生総合戦略審議会、幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- (4) 幕別町人口ビジョンの時点修正について
- (5) 第3期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について

5 その他

【配布資料】

- 資料1 幕別町創生総合戦略審議会、幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- 資料2 幕別町人口ビジョンの時点修正について
- 資料3 第3期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針
- 資料4 デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像
- 資料5 幕別町創生総合戦略審議会条例
- 資料6 幕別町創生総合戦略審議会委員名簿
- 別 冊 幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和6年7月改訂）
- 別 冊 幕別町人口ビジョン（令和2年3月改訂）

幕別町創生総合戦略審議会、幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

1 幕別町創生総合戦略審議会

幕別町創生総合戦略審議会（以下、「審議会」という。）は、「幕別町創生総合戦略審議会条例」第1条の規定により、「まち・ひと・しごと創生法」で規定する市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「創生総合戦略」という。）に関する重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として設置するものです。第2条において、大きく2つの事項を調査審議することとし、1つ目は幕別町創生総合戦略の策定に関すること、2つ目は創生総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関することとあります。第3条で委員は20人以内で組織する。第4条で任期は3年となっています。

審議会は、例年2回開催しており、令和5年度においては、7月に第1回が行われ、前年度末の幕別町の人口動態についてと、第2期幕別町創生総合戦略令和5年度事業について、10月に行われた第2回では、幕別町創生総合戦略の効果検証についてとして前年度事業の実績とその検証を審議していただきました。

2 幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

国において、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、活力ある社会を維持していくことを目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、法第10条に基づき、都道府県及び市町村は創生総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。

2015（平成27）年度に「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2015（平成27）年度からの5年間の施策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画で、人口の現状分析や将来人口推計等を基に、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「幕別町人口ビジョン」を踏まえ、将来にわたって活力ある社会を維持する「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けて取組を推進してきました。

総合戦略の計画の進捗状況を検証するため、数値目標と重点業績評価指標、いわゆる「KPI」を設定しており、毎年、効果検証を行うため、審議会で審議していただいております。

現在は、「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間）の計画の取組を推進・検証をしています。

以下不要文章

第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の現状分析や将来人口推計等を基に、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「幕別町人口ビジョン」を踏まえ、将来にわたって活力ある社会を維持する「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けて、第2期である令和2年からの5年間の施策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画です。

2015（平成27）年度を初年度とする第1期、2020（令和2）年度を初年度とする第2期を策定し、これに基づいた地方創生の取組を推進してきたところです。

資料3-2「幕別町創生総合戦略審議会条例」をご覧ください。

本審議会は、第1条に規定しているとおり、「まち・ひと・しごと創生法」で規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として設置するものであります。

具体的には、第2条において、大きく2つの事項を調査審議することとし、1つ目は「幕別町創生総合戦略」の策定に関すること、2つ目は総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関するものであります。

幕別町の創生総合戦略である、「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本審議会での審議を踏まえ、第2期を令和2年3月に策定したところであります。

総合戦略では、計画の進捗状況を検証するため、数値目標と重要業績評価指標、いわゆる「KPI」を設定しており、毎年、効果検証し、必要に応じて見直しを行うこととしております

なお、具体的な施策において令和6年度の新規事業を追加しまして、令和6年7月改訂版

委員改選に伴いまして、新しい委員の方がいらっしゃいますので、本審議会の設置目的及び創生総合戦略の概要について簡単にご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。「幕別町創生総合戦略審議会条例」をご覧ください。

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の現状分析や将来人口推計等を基に、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「幕別町人口ビジョン」を踏まえ、将来にわたって活力ある社会を維持する「まち・ひと・しごと創生」

の実現に向けて、第2期である令和2年からの5年間の施策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画です。

計画の進捗状況を検証するため、数値目標と重要業績評価指標、いわゆる「KPI」を設定しており、毎年、効果検証を行い、必要に応じて見直しすることとしておりますことから、本日は、委員の皆様、幕別町の人口動態のご説明と、令和3年度の進捗状況についてご審議いただきたいと思います。

、地方版総合戦略は、「基本目標」、「基本的方向」、「具体的な施策」の3つで構成されている。なお、基本目標は、施策の効果について「数値目標」を設定するとともに、具体的な施策には、進捗状況を検証するための指標である重要業績評価指標、いわゆる、「KPI」を設定することとされている。

先程申し上げたとおり、本日の会議では「基本目標」、「基本的方向」、「具体的な施策」を網羅した骨子を策定し、次回の審議会以降に数値目標やKPIといった指標と具体的な実施事業を盛り込んだ素案を策定する予定。

幕別町創生総合戦略審議会（以下、「審議会」という。）は、幕別町創生総合戦略審議会条例により「まち・ひと・しごと創生法」で規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する重要な事項を調査審議するための町長の附属機関になります。

審議会は、例年2回開催しており、令和5年度においては、7月に第1回が行われ、前年度末の幕別町の人口動態についてと、第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略令和5年度事業について、10月に行われた第2回では、幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証についてとして前年度事業の実績とその検証を審議していただきました。

なお、今年度は第3期の幕別町創生総合戦略の策定がありますので、5月に第1回、8月に第2回が行われ、来年2月までに第1回と第2回を含め合計6回の開催を予定しております。

幕別町人口ビジョンの時点修正について

【第3期創生総合戦略策定に向けた人口ビジョンの見直しについて】

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定のもととなる、幕別町人口ビジョンは平成28年1月に策定し、令和2年3月に一部改訂しております。

今回、令和7年度からの第3期創生総合戦略策定にあたり、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局で作成した「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き(令和6年6月版)」において、現状分析と将来の見通しを踏まえるよう努めることとされております。(国及び北海道からは、現時点で具体的な見直しを含めた指針が示されておられません。)

この手引きにおいては、現状分析等を行った中で、現状や将来推計について改める必要がないと判断したときは、引き続き現行ビジョンとすることができるとされていることから、次のとおり人口ビジョンは「現状」についてのみ修正するものとし引き続き平成28年策定時(令和2年改定時)推計値等を掲げ第3期創生総合戦略を策定するものとします。

【人口推計の考え方】

平成28年策定の本町人口ビジョンは、令和2年の総人口を26,649人、令和7年を26,003人、令和12年を25,152人と定めておりました。

これに対し、平成30年公表の社人研推計による令和2年の総人口は26,350人、令和7年は25,937人、令和12年は25,349人であり、本町人口ビジョンと社人研推計の乖離は、人口は減少しているものの令和2年が0.99、令和7年が1.00、令和12年が1.01となっております。

直近の令和5年に公表された社人研推計との乖離で見ると、令和2年が0.97、令和7年が0.95、令和12年が0.94であり、推計値との乖離は最大で0.06であることから、今回は推計値については見直しを行わないものとして計画策定を進めることとします。

	幕別町人口 ビジョン A	社人研 (H30) B	乖離率 B/A	社人研 (R5) C	乖離率 C/A
令和2年	26,649	26,350	0.99	25,766	0.97
令和7年	26,003	25,937	1.00	24,738	0.95
令和12年	25,152	25,349	1.01	23,625	0.94

※幕別町人口ビジョンはH28策定、R2改訂だが、推計値については変更していない。

《参考/幕別町人口ビジョンと住民基本台帳》

	H30.3	R1.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
人口ビジョン	27,029	26,840	26,649	26,520	26,391	26,261	26,132

住民基本台帳	26,937	26,716	26,505	26,382	26,113	25,778	25,418
差	△92	△124	△144	△138	△278	△483	△714

【合計特殊出生率の考え方】

現在の幕別町人口ビジョンにおける「合計特殊出生率」は「1.55」としている。人口動態統計による合計特殊出生率は、ベイズ推定の方式を用いて、市町村単独での数値ではなく、圏域全体(幕別町でいう十勝地域全体)での出生・死亡などの動態を鑑みて推計される統計を5年の期間ごとに算出し、国が公表しているもので、次のとおりとなっております。

現創生総合戦略策定時に、国や北海道が示していた合計特殊出生率の「2.07」に対し、当時の直近7年間の平均年間出生数やアンケート結果から、実現可能な独自の数値とし了承を得て策定したものであり、現状を踏まえると、「1.46」と達成できていませんが、少子化対策や出産・子育てに対するさまざまな施策を通じて達成できるよう、今後とも実現に向けて推進していく方針であることから、「合計特殊出生率」についても「1.55」のまま修正はしないものとします。

期間	国	道	幕別町
S58～S62	1.76	1.62	1.89
S63～H4	1.56	1.45	1.63
H5～H9	1.44	1.33	1.48
H10～H14	1.36	1.24	1.52
H15～H19	1.31	1.19	1.38
H20～H24	1.38	1.25	1.46
H25～H29	1.43	1.30	1.41
H30～R4	1.33	1.21	1.46

※厚生労働省・人口動態統計

《参考/幕別町で算出した合計特殊出生率等》

年度	総人口(実数)	出生数	合計特殊出生率
H28	27,148	165	1.31
H29	26,937	154	1.25
H30	26,716	165	1.41
R1	26,505	140	1.20
R2	26,382	162	1.48
R3	26,113	138	1.31
R4	25,778	130	1.21
R5	25,418	119	1.15

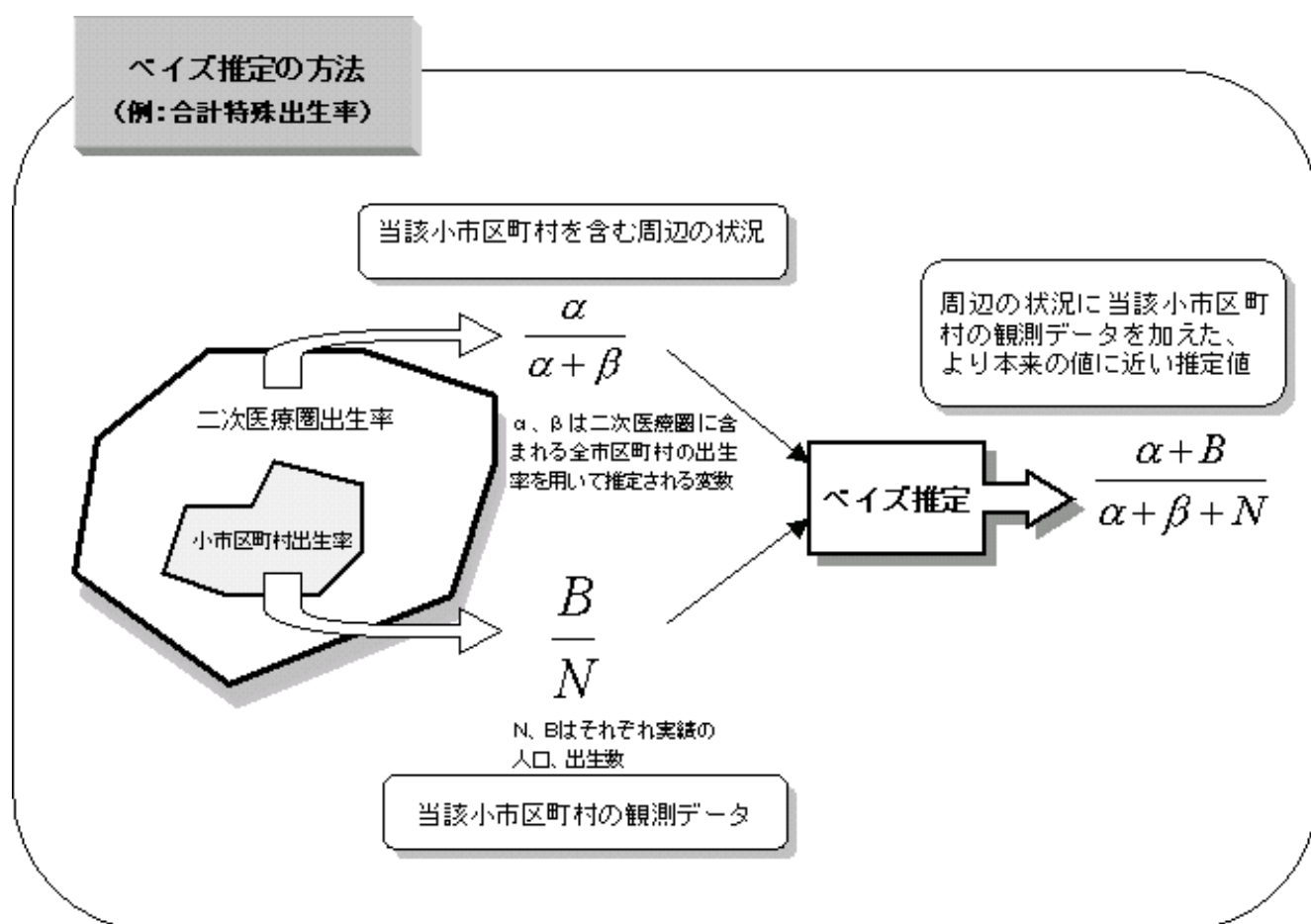
ベイズ推定とは

ベイズ推定とは 小地域における合計特殊出生率や標準化死亡比をみる場合、観測データ（出生数や死亡数）が少ない場合には、数値が大幅に上下するために、不安定な動きをすることがあり、その地域の出生、死亡の動向を把握することが一般に困難である。

このような場合、観測データ以外にも対象に関する情報を反映させることが可能なベイズ推定が、合計特殊出生率、標準化死亡比の推定にあたっての有力な手法となる。

具体的には、当該市区町村を含むより広い地域である都道府県の出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数、死亡数等の観測データを総合して当該市区 町村の合計特殊出生率、標準化死亡比を推定するという形でベイズ推定を適用し、数値を算出した。

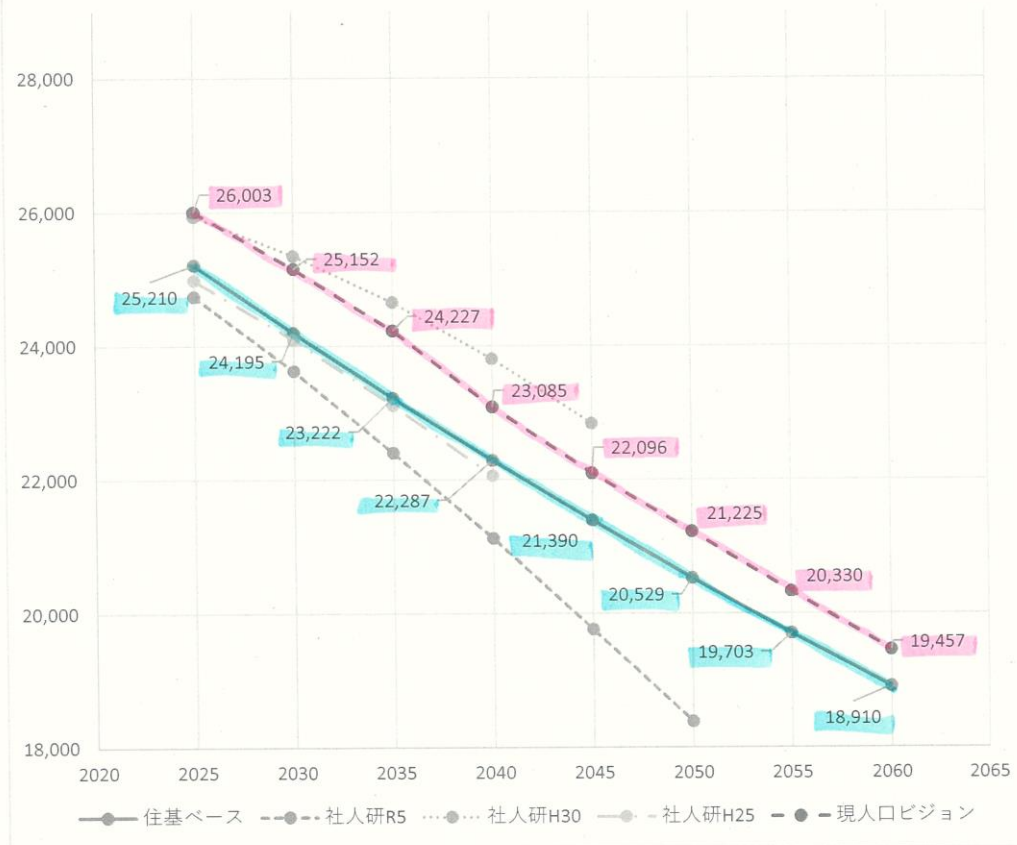
このように、ベイズ推定の手法を適用することにより、小地域に特有のデータの不安定性を緩和し、安定的な推定を行うことが可能となる。



【再掲】

	西暦	住基ベース	社人研R5	社人研H30	社人研H25	現人口ビジョン
R7.3	2025	25,210	24,738	25,937	24,982	26,003
R12.3	2030	24,195	23,625	25,349	24,094	25,152
R17.3	2035	23,222	22,401	24,651	23,110	24,227
R22.3	2040	22,287	21,124	23,805	22,062	23,085
R27.3	2045	21,390	19,763	22,841		22,096
R32.3	2050	20,529	18,386			21,225
R37.3	2055	19,703				20,330
R42.3	2060	18,910				19,457

社人研推計・住基人口・人口ビジョン





子育て世帯の人口動態について

○ 年齢別の転入者数と転出者等の比較

(単位：人)

【各年度の主要施策】

【H26】(2014)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	74	38	17	40	147	152	134	112	77	263	1054
転出者	49	39	16	73	190	138	118	84	76	215	998
差	25	△1	1	△33	△43	14	16	28	1	48	56
小計	25			84			59				

- 乳幼児保育施設
- 2歳児相談事業

【H27】(2015)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	80	38	22	43	119	137	125	109	69	244	986
転出者	46	39	14	93	245	166	132	105	69	209	1118
差	34	△1	8	△50	△126	△29	△7	4	0	35	△132
小計	41			9			△32				

- マイホーム応援事業（対象地区を拡大）
- 子どもの医療費負担軽減を中学生まで拡充（10月～）

【H28】(2016)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	90	41	18	28	114	169	127	91	75	235	988
転出者	42	32	16	116	213	147	90	97	67	236	1056
差	48	9	2	△88	△99	22	37	△6	8	△1	△68
小計	59			120			61				

- 子育てでの基幹的サービスの提供
- 特定不妊治療助成事業の拡充
- ファミリーサポートセンター事業開始

【H29】(2017)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	73	40	15	50	132	154	110	109	72	235	990
転出者	44	43	17	117	204	153	96	90	71	244	1079
差	29	△3	△2	△67	△72	1	14	19	1	△9	△89
小計	24			59			35				

- 特定不妊治療助成費用の所得制限撤廃
- 不妊治療助成事業開始
- 産後ケア事業
- 子育てハンドブック（まほろ）改訂
- 町内中学生の学校給食費支援事業
- 住宅金融支援機構と金利引下げ協定締結
- 妊婦情報事前登録事業

【H30】(2018)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	86	34	14	56	137	139	105	85	42	230	928
転出者	50	41	14	108	225	112	89	64	64	231	998
差	36	△7	0	△52	△88	27	16	21	△22	△1	△70
小計	29			71			42				

- 産後・産後サポート事業
- 町立保育園・幼稚園エアコン設置事業
- 修学支援費助成金の拡充

【R1】(2019)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	72	32	16	44	143	125	110	67	60	263	932
転出者	32	35	20	116	180	130	98	78	60	222	971
差	40	△3	△4	△72	△37	△5	12	△11	0	41	△39
小計	33			29			△4				

- 産後ケア事業の拡充（ゲイザーサービス型）
- 認可外保育園保育料助成事業
- 妊婦生活支援事業
- 公衆無線LAN環境整備事業

【R2】(2020)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	53	25	15	48	153	148	112	71	48	236	909
転出者	32	18	12	116	190	121	76	47	39	223	874
差	21	7	3	△68	△37	27	36	24	9	13	35
小計	31			127			96				

- マイホーム応援事業の拡充
- 学童保育所エアコン設置事業
- 小中学校エアコン設置事業
- 防災行政無線システム整備事業

【R3】(2021)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	46	22	12	56	155	141	90	49	53	252	876
転出者	29	25	12	143	209	111	78	42	55	211	915
差	17	△3	0	△87	△54	30	12	7	△2	41	△39
小計	14			61			47				

- 不妊治療助成事業

【R4】(2022)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	52	26	10	34	150	136	110	61	50	240	869
転出者	27	23	10	95	227	151	79	48	59	209	928
差	25	3	0	△61	△77	△15	31	13	△9	31	△59
小計	28			48			20				

- 産後・産後サポート事業（R2～R4）

【R5】(2023)

年齢	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合計
転入者	43	19	13	20	154	141	106	60	50	245	851
転出者	41	15	15	106	223	137	65	69	56	239	966
差	2	4	△2	△86	△69	4	41	△9	△6	6	△115
小計	4			34			30				

- 子どもの医療費負担軽減を高校生まで拡充（10月～）

※ピーク時からの人口減少数＝27,714人（H26.4末）－25,418人（R6.3末）＝△2,296人。

しかし、この間の子育て世帯の人口は＋642人の転入超過。

第3期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 第3期計画策定の背景

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第10条に基づき、人口の現状分析や将来人口推計等を基に、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「幕別町人口ビジョン」を踏まえ、人口減少問題と東京圏への過度の人口集中を改め、将来にわたって活力ある社会を維持する「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」の実現に向けて、今後5年間の施策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画である。

2015（平成27）年度を初年度とする第1期、2020（令和2）年度を初年度とする第2期を策定し、これに基づいた地方創生の取組を推進してきた。

2024（令和6）年度で第2期の総合戦略の期間が終期を迎えるに伴い、引き続き人口減少対策と地方創生を推進するため第3期の計画を策定する。

国において、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術の急速な加速化など社会情勢が大きく変化してきていることを背景に、新たに「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしており、既存の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が、令和4年12月に閣議決定された。

幕別町においても、これらを踏まえてこれまでの第1期、第2期の取組に加えて、デジタルの力を活用して人口減少対策と地域活性化等を図るため、第3期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をする。

2 第3期計画の概要

(1) 位置付け

- 「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第10条に基づき策定する。
- 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を踏まえて策定する。
- 幕別町の最上位計画である「第6期幕別町総合計画」との整合性を図るとともに、人口減少問題や地方創生に対応するための個別計画として策定する。

(2) 計画期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までとする。

(3) 基本目標

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の4つの施策を踏まえ、デジタル技術の活用を検討し、現在掲げる4つの基本目標を引き継ぐものとする。

【国におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略の4つの施策の方向】

- 1 地方に仕事をつくる
- 2 人の流れをつくる
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 4 魅力的な地域をつくる

【幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標】

- 基本目標1 産業の振興と雇用の場をつくる
- 基本目標2 十勝・幕別への人の流れをつくる
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる

3 幕別町人口ビジョンの見直し

直近の時点における進行管理を実施する。

4 策定体制

策定に当たっては、引き続き人口減少問題や地方創生を推進していくため、町民をはじめ、関係団体、民間事業者等の参加のもと地方創生に向けた意見を反映させながら策定する。

町民参加

第3期戦略（案）について、パブリックコメントを実施し、町民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮した計画策定を行う。

幕別町創生総合戦略審議会

幕別町創生総合審議会条例に基づき、町長の諮問に応じて第3期総合戦略策定に関し調査及び審議を行う。

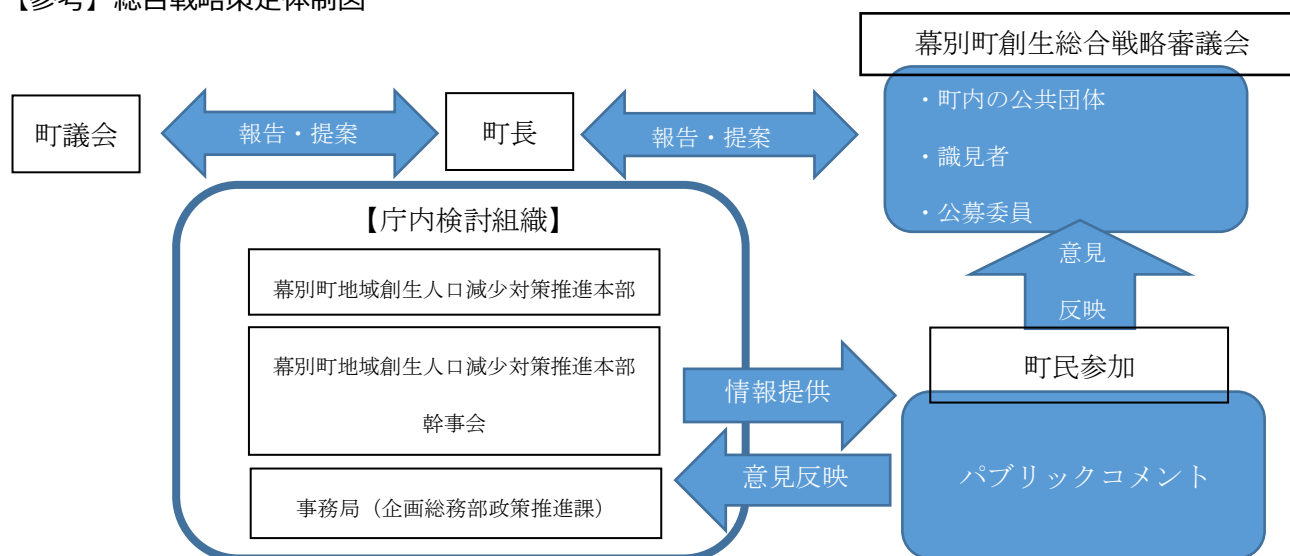
町議会

議会において経過等を報告し、意見を伺う。

庁内体制

- 幕別町地域創生・人口減少対策推進本部（町長・副町長、教育長、各部長）
幕別町地域創生・人口減少対策推進本部要綱に基づき、第3期総合戦略の策定及び運用に関する全庁的推進体制を確立するため、意思決定機関とする。
- 幕別町地域創生・人口減少対策推進本部幹事会（関係課長）
必要に応じて、第3期戦略の素案を調整し取りまとめを行う。

【参考】総合戦略策定体制図



5 策定スケジュール（数字は会議回数）

時期	会議等	検討項目等
7月29日	②幕別町地域創生・人口減少対策推進本部	第3期策定方針案の検討、 決定
8月6日	②幕別町創生総合戦略審議会【諮問】	第3期策定方針の審議
9月下旬	③幕別町地域創生・人口減少対策推進本部	骨子案の検討
10月上旬	③幕別町創生総合戦略審議会	骨子案の審議
10月中旬	①幕別町地域創生・人口減少対策推進本部幹事会	素案の検討
11月上旬	④幕別町地域創生・人口減少対策推進本部	素案の検討
11月下旬	④幕別町創生総合戦略審議会	素案の審議
12月	②幕別町地域創生・人口減少対策推進本部幹事会	案の検討
12月	⑤幕別町地域創生・人口減少対策推進本部	案の検討
12月	⑤幕別町創生総合戦略審議会	案の審議
12月	議会報告	これまでの経過等説明
12月～1月	パブリックコメント	案への意見聴取
2月	③幕別町地域創生・人口減少対策推進本部幹事会	成案に向けた検討
2月	⑥幕別町地域創生・人口減少対策推進本部	成案に向けた検討
2月	⑥幕別町創生総合戦略審議会【答申】	成案
3月	議会報告	説明

総合戦略の基本的考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化**している中、**今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化**し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指す。
- **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り**、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、**地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。**
- デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化。**
- **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進**していくことが重要。

<総合戦略のポイント>

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築**し、**地方版総合戦略を改訂**。**地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示。**

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 人の流れをつくる**
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等



地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等



地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

<モデル地域ビジョンの例>

■ スマートシティ
スーパーシティ

■ スマートシティ
AICT
(福島県会津若松市)

■ 「デジ活」
中山間地域

■ SDGs
未来都市

■ 産学官
協創都市

■ 脱炭素
先行地域

担い手減少に対応した自動草刈機の導入

データを活用したスマート農業の取組 (高知県・高知大学)

地域交通システムやコミュニケーションロボットを活用 (宮城県石巻市)

バイオマス発電所稼働による新産業の創出 (岡山県真庭市)

<重要施策分野の例>

■ 地域交通の
リ・デザイン

自動運転バスの運行 (茨城県境町)

■ こども政策

保健師等とのオンライン相談 (山梨県富士吉田市)

■ 教育DX

オンラインによる遠隔合同授業 (鹿児島県三島村)

■ 遠隔医療

医療機器装備の移動診療車 (長野県伊那市)

■ 地方創生
テレワーク

空き蔵を活用したサテライトオフィスの整備 (福島県喜多方市)

■ 観光DX

観光アプリを活用した混雑回避・人流分散 (京都府京都市)

地域ビジョン実現を後押し

<施策間連携の例>

関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援
✓ 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	✓ モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	✓ 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	✓ ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

<地域間連携の例>

デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開
✓ 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進	✓ 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	✓ 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

○幕別町創生総合戦略審議会条例

平成27年3月20日条例第9号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として、幕別町創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 幕別町創生総合戦略（次号において「総合戦略」という。）の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の役員又は職員
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

幕別町創生総合戦略審議会委員名簿

委嘱期間 2024(R6). 6. 30～2027(R9). 6. 29

	氏 名	団体名	役職	区分	備考
1	山下 貴廣	幕別町農業協同組合	営農振興課長	町内の公共的団体及び関係機関の役員又は職員	新
2	勝井 光徳	北洋銀行幕別支店	支店長		
3	笹井 守	幕別町商工会	会長		
4	堀川 貴庸	幕別町観光物産協会	会長		
5	原田 啓二	幕別町社会教育委員	委員長		
6	佐々木 成仁	幕別町社会福祉協議会	事務局長		
7	山本 真	十勝の杜病院	病院長	識見を有する者	
8	宮田 勝文	特定非営利活動法人 幕別ケアサポート	理事		
9	高道 昭夫	幕別町スポーツ協会	会長		
10	浦島 敏治	札内南保育園	園長		
11	久保 睦則	幕別町校長会	会長		
12	竹山 大輔	幕別地区連合会	会長		
13	川口 亜佑子	帯広畜産大学	助教		新
14	土井 良起	十勝総合振興局	地域創生部長		
15	藤井 智恵美			公募による者	
16	森田 茂生				
17	堀 浩子				
18	齊藤 奈穂子				
19	金野 忠				
20	大和田 貢				新

《事務局》

所属	役職	氏名
企画総務部	部長	山端 広和
企画総務部政策推進課	課長	宇野 和哉
企画総務部政策推進課	副主幹	浜頭 正弘
企画総務部政策推進課	副主幹	児玉 隆良
企画総務部政策推進課	主査	柴谷 隆次

第2期
幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略



令和2年3月策定
令和3年4月改訂
令和4年5月改訂
令和5年8月改訂
令和6年7月改訂

幕別町

目 次

I	総合戦略のあらまし	1
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の背景と趣旨	1
2	国の総合戦略の概要	1
(1)	基本目標	1
(2)	横断的な目標	2
(3)	まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則	3
(4)	第2期総合戦略における基本目標に向けた取組に関する新たな視点	3
3	総合戦略の位置付け	4
(1)	幕別町総合計画との関係	4
(2)	国・道の総合戦略との関係	4
4	計画期間	5
5	推進・検証体制	5
(1)	推進体制	5
(2)	十勝管内市町村との広域連携	6
(3)	検証体制	6
II	基本目標と基本的方向	7
1	基本目標と基本的方向の見直しの考え方	7
2	基本目標	8
3	施策体系	12
4	重点業績評価指標(KPI)と具体的な施策	14
5	各施策に関連するSDGsの目標	27
III	参考資料	32
1	幕別町創生総合戦略審議会条例	32
2	幕別町創生総合戦略審議会委員名簿	32
3	第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定経過	33

I 総合戦略のあらまし

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の背景と趣旨

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項^{※1}に基づき、人口の現状分析や将来人口推計等を基に、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「幕別町人口ビジョン」を踏まえ、人口減少問題と東京圏への過度の人口集中を改め、将来にわたって活力ある社会を維持する「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」の実現に向けて、今後 5 年間の施策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画です。

幕別町では、2015（平成 27）年度を初年度とする第 1 期総合戦略を策定したところですが、2019（令和元）年度で総合戦略の期間が終期を迎えるに当たり、今後の本町における人口減少の克服と地方創生を確実に実現するための施策の指針などについて示すものであります。

※1 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 国の総合戦略の概要

国の第 2 期総合戦略では、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第 1 期の成果と課題等を踏まえて、第 1 期総合戦略の政策体系を見直し、次の 4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標の下に取り組むこととしています。

（１）基本目標

- ① **稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする**
 - 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - 安心して働ける環境の実現
- ② **地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる**
 - 地方への移住・定着の推進
 - 地方とのつながりの構築
- ③ **結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
 - 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- ④ **ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる**
 - 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

第1期総合戦略の基本目標の見直し

① 基本目標2：「地方とのつながりを築く」観点の追加

地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」※1を地域の力にしていくことを目指すなど、地方とのつながりの強化に向けて、地域に目を向け、地域とつながる人や企業を増大させることを目指す。

② 基本目標1、4：「ひとが集う、魅力を育む」観点の追加

稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとを地方に創出するとともに、地域における所得の向上を実現する。また、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実に取り組む。

【参考】国の第1期総合戦略における基本目標

基本目標1 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

基本目標2 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

※1 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。

(2) 横断的な目標

① 多様な人材の活躍を推進する

多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めるとともに、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

② 新しい時代の流れを力にする

地方における Society5.0※2の実現に向けた技術（未来技術）の活用を強力に推進するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）※3を原動力とした地方創生を推進する。

※2 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

※3 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広い範囲で総合的に取り組むこととしている。

(3) まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則

① 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

② 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

③ 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

④ 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

⑤ 結果重視

施策の結果を重視するため、明確な PDCA ※4 メカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

※4 Plan-Do-Check-Action の略称。Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点を業務プロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

(4) 第2期総合戦略における基本目標に向けた取組に関する新たな視点

① 地方へのひと・資金の流れを強化する

- 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
- 企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化

② 新しい時代の流れを力にする

- Society5.0 の実現に向けた技術の活用
- SDG s を原動力とした地方創生
- 「地方から世界へ」

③ 人材を育て活かす

- 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

④ 民間と協働する

- 地方公共団体に加え、NPO などの地域づくりを担う組織や企業と連携

⑤ 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- 女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現

⑥ 地域経営の視点で取り組む

- 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

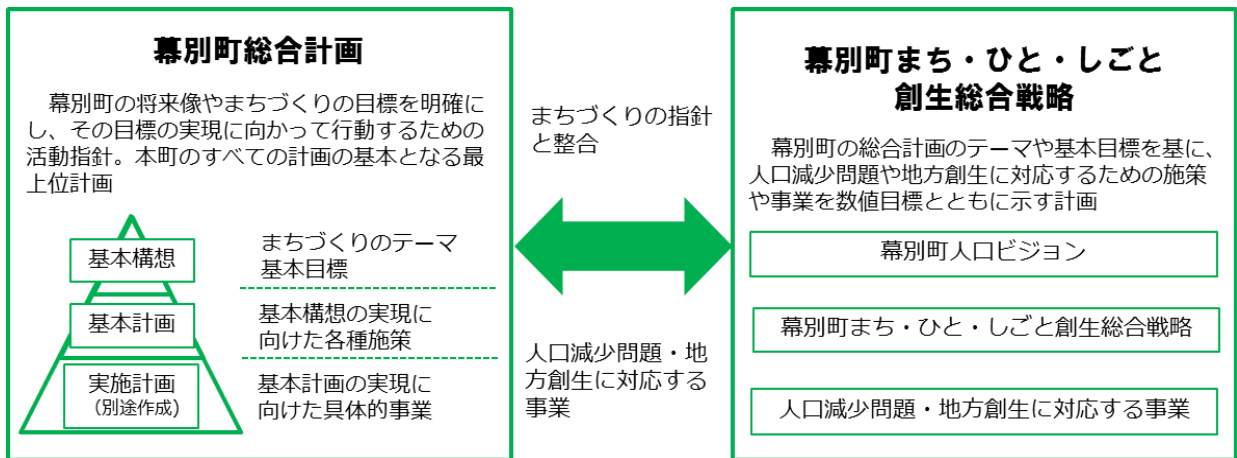
3 総合戦略の位置付け

(1) 幕別町総合計画との関係

本町は、現在 2018(平成 30)年度から 2027(令和 9)年度までの 10 年間を計画期間とした「第 6 期幕別町総合計画」(以下「総合計画」という。)に基づき、まちづくりを進めています。

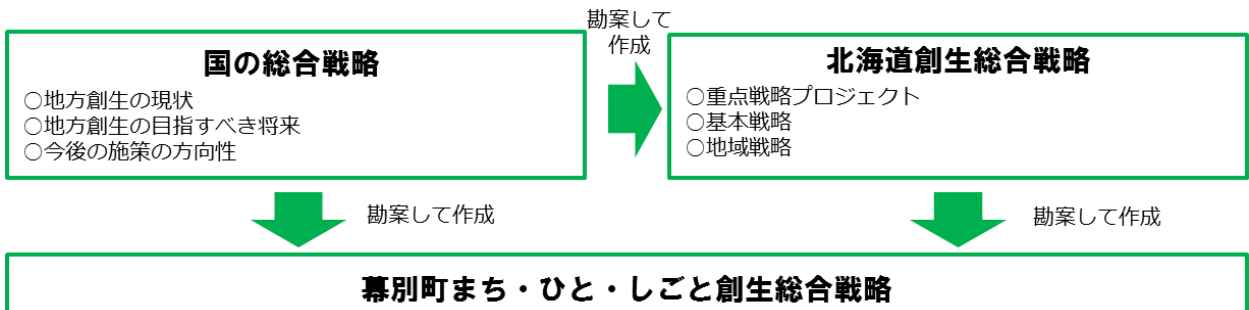
総合計画は、本町の持続的な発展のために、町民、地域、行政が一体となったまちづくりの方向性を示すとともに、まちづくりの指針である基本構想、各分野における施策の方向性を示した基本計画、基本計画の実現に向けた具体的な事業内容を示す実施計画で構成されることから、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であるため、個別計画の立案や事業内容の選択などは、総合計画に基づいて決定されます。

一方、総合戦略は、人口減少問題や地方創生に対応するため、雇用や移住・定住、子育てなどに関する具体的な施策を定める計画であることから、総合計画を基に重点的に取り組むべき施策を示すものがあります。



(2) 国・道の総合戦略との関係

総合戦略は、国の総合戦略で示されている基本目標や政策を勘案するとともに、道が策定する総合戦略である「北海道創生総合戦略」も踏まえ策定します。



4 計画期間

総合戦略の期間は、国や道が策定する第2期総合戦略を考慮して、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

5 推進・検証体制

（1）推進体制

次の組織を中心に総合戦略を推進・検証します。

① 幕別町創生総合戦略審議会

総合戦略の策定に当たっては、町民をはじめ、産官学金労といった、地域の様々な分野で活躍されている方々の参画による「幕別町創生総合戦略審議会」を設置し、計画の方向性や具体案を検討するとともに、広く町民の意見を反映させた計画づくりを行います。

② 幕別町地域創生・人口減少対策推進本部

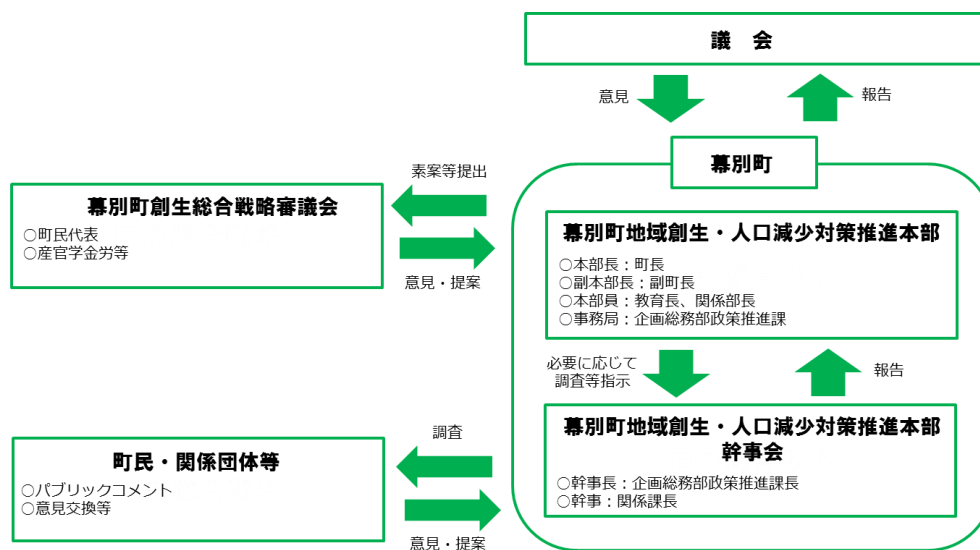
町長を本部長として、副町長、教育長ほか関係部長職で構成する「幕別町地域創生・人口減少対策推進本部」を設置し、全庁的な横断体制を確立した上で総合戦略の方策などについて検討します。

③ 幕別町地域創生・人口減少対策推進本部幹事会

企画総務部政策推進課長を幹事長とする「幕別町地域創生・人口減少対策推進本部幹事会」を設置し、必要に応じて総合戦略の具体的な施策項目や目標値の設定などについて検討します。

④ 議会

総合戦略の策定に当たっては、議会と執行機関が車の両輪となって推進していくことが重要であることから、十分に意見が反映されるよう説明を行います。



（２）十勝管内市町村との広域連携

本町は、十勝管内全市町村による定住自立圏※¹の推進や十勝ふるさと市町村圏東ブロック（幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町）での広域的な事業への取組など広域行政を進めています。

定住自立圏では、医療・福祉、教育、産業振興、移住・交流の促進など人口減少対策に効果が期待できる取組を行っています。また、十勝ふるさと市町村圏東ブロックでは、各町が連携し、イベントの開催や人材育成の取組を行うことで、地域の活性化に努めています。

総合戦略においても、豊かな自然、食や農業、観光などの「十勝」の魅力を発信し、十勝管内市町村との情報共有や連携を深め、各施策をより効率的・効果的に進めていきます。

※ 1 市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。

（３）検証体制

総合戦略の推進に当たっては、施策の進捗状況を客観的に把握するため、基本目標ごとに数値目標、また、施策ごとに重要業績評価指標(KPI)※²を設定するとともに、PDCA サイクルによる施策の管理を行います。

また、総合戦略で掲げた各施策の進捗管理は、毎年度、施策の成果を取りまとめ、「幕別町創生総合戦略審議会」において検証を行うこととしますが、社会情勢の変化に柔軟に対応する観点から、必要に応じて施策の見直しを行い、最終年度の 2024（令和 6）年度に基本目標が達成されるよう計画の進行管理を行います。

なお、事業に用いる KPI は、施策の事業量ではなく施策を実施した結果、住民にもたらされた効果や便益(アウトカム) ※³に関する数値目標とすることを基本とします。

※ 2 Key Performance Indicator の略称。事業ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

※ 3 行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：説明会の開催回数、パンフレットの配布枚数）ではなく、その結果として住民にもたらされた効果や便益に係る数値目標（例：雇用創出数〇〇人、転入者数〇〇人増加）をいう。

II 基本目標と基本的方向

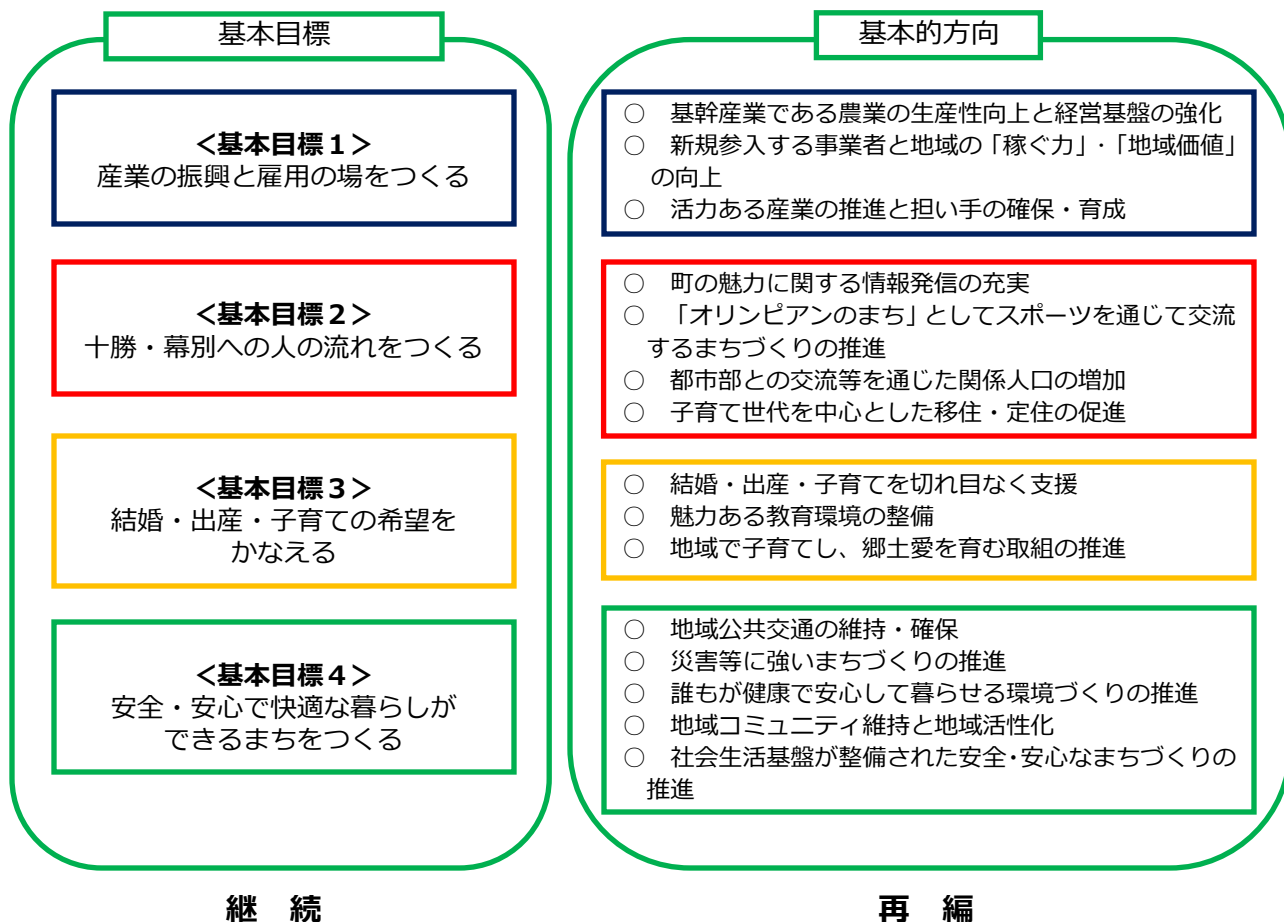
1 基本目標と基本的方向の見直しの考え方

第1期総合戦略では4つの基本目標に対して、17の基本的方向を位置付けていましたが、第2期総合戦略では、時代の流れや町民・事業者のニーズに応じ見直しを行います。

具体的には、第1期における基本目標は継続しながら、関連性のある項目を統合するとともに、国の基本目標に向けた取組に関する新たな視点や道の重要施策などを踏まえ、4つの重要な視点で必要性を認識した上で整理した結果、第2期総合戦略では15の基本的方向への再編を行うこととします。

第2期総合戦略における4つの重要な視点

- ① 時代の潮流を踏まえた地域づくりとなっているか。
- ② 子供から高齢者まで全ての世代の方々を支える仕組みとなっているか。
- ③ 町政の課題や推進している事業などと一致しているか。
- ④ SDG s の理念が反映された施策となっているか。



2 基本目標

国や道の総合戦略に示されている基本的な考え方や今後の施策の方向などを勘案し、第2期総合戦略における基本目標を次のように定めます。

<基本目標1> 産業の振興と雇用の場をつくる

【基本的方向】

○ **基幹産業である農業の生産性向上と経営基盤の強化を図ります。**

農業従事者の高齢化等による担い手不足の解消に向け、地域経済をけん引する基幹産業として生産性向上と経営基盤を強化します。また、ロボットや ICT などの先端技術を活用し、業務の効率化や高品質生産等を可能にするスマート農業を促進します。

○ **新規参入する事業者と地域の「稼ぐ力」・「地域価値」の向上を図ります。**

起業・創業支援の強化に加え、地場産業の品質向上や高付加価値化の推進、6次産業化を積極的に支援し、付加価値を生み出す力や地域の資産価値の向上を図ります。

○ **活力ある産業の推進と担い手の確保・育成を図ります。**

地場産業と観光産業との連携、関連企業の誘致など、地域経済の活性化に取り組むとともに、安心して担い手が参入できるよう、多様な働き方や働きやすい環境整備を進め、良質な雇用を創出します。

数値目標	現 状 (2018(平成 30)年度)	目 標 (2024(令和 6)年度)
農業産出額の北海道に占める割合	2.52%※1	2.52%
納税義務者となる法人数	606 社	620 社

※1 平成 29 年市町村別農業産出額（推計）の北海道に占める幕別町の割合を算出

＜基本目標 2＞ 十勝・幕別への人の流れをつくる

【基本的方向】

○ 町の魅力に関する情報発信の充実を図ります。

幕別町の情報を戦略的に発信するため、ターゲットと発信する情報を整理し、効果的なプロモーションを推進することで地域ブランドの確立を図るとともに、観光や移住・定住、スポーツ合宿地として選ばれるまちを目指します。また、積極的な情報発信や受入体制づくりを進め、道内外の誘客はもとより、インバウンドを推進します。

○ 「オリンピックのまち」としてスポーツを通じて交流するまちづくりを進めます。

自然環境や社会環境においてスポーツ合宿に適した地であることを発信しながら誘致を進めるとともに、町内の子供には選手との交流により一流の技術や考え方を学ぶ場を提供します。また、既存スポーツ施設の改修やトレーニング機器の整備を行うなどスポーツ施設等の充実を図ります。

○ 都市部との交流等を通じて関係人口の増加を図ります。

都市部に所在する高校生を対象とした農業体験や農家民泊、大学や企業のスポーツ合宿などを通じて、幕別町に積極的に関心を持ち、地域に貢献したいという想いを寄せる関係人口を把握し、地域と継続的なつながりを持つ環境づくりを進めます。

○ 子育て世代を中心とした移住・定住の促進を図ります。

高校生は卒業後、進学または就職のため町外に流出します。一方、30歳代は転入超過傾向にあり、子育て世代が移住・定住している動きが見られます。今後も、子育てや住まいなど移住・定住に関する不安解消に向けて、環境整備の取組を推進します。

数値目標	現 状 (2018(平成 30)年度)	目 標 (2024(令和 6)年度)
観光入込客数	75.4 万人	81.1 万人
社会増減数の均衡	▲70 人	0 人

＜基本目標 3＞ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本的方向】

○ 結婚・出産・子育てを切れ目なく支援します。

子育てする家庭が仕事との両立を図り、子供たちが健やかに成長できるよう、安心して子供を産み育てられる環境づくりや子育てにかかる経済的負担の軽減など、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支援します。

○ 魅力ある教育環境の整備を図ります。

義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育を推進するほか、ICT 教育環境の整備、さらには、老朽化が進む校舎や設備の改修を実施するなど、子供たちの安全・安心を確保し、快適な学校生活が送られるよう、学校施設の計画的な整備を図ります。また、学校と保護者・地域住民を有機的に結び付け協働関係を強めるコミュニティ・スクールを推進するとともに、幕別町の特徴を生かした魅力ある学校となるよう道立高等学校を支援します。

○ 地域で子育てし、郷土愛を育む取組を進めます。

地域における子育て環境の充実を図るとともに、郷土の自然や文化、伝統などに接したり、地域の課題を捉え、その解決に向け活動することで、郷土を育て発展させるような郷土を愛する心を持つ子供を育てます。

数値目標	現 状 (2018(平成 30)年度)	目 標 (2024(令和 6)年度)
15 歳未満の年少人口	3,297 人	3,300 人
合計特殊出生率	1.42%	1.55%

＜基本目標 4＞ 安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる

【基本的方向】

○ 地域公共交通の維持・確保を図ります。

人口減少・少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動を支援するとともに、あらゆる機会を通じて利用方法等を PR し、利用推進と利便性の向上を図ります。

○ 災害等に強いまちづくりを進めます。

災害等非常時に町民の生命を守り、被害を少なくするためには、行政による公助はもとより、町民が自ら身を守る自助や相互に助け合う共助の確立が重要となることから、迅速かつ的確な情報伝達手段の整備や地域と連携した防災体制の強化を図ります。

○ 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

地域包括ケアシステムの推進や見守り体制など地域福祉の充実、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた健康づくりの推進に取り組み、保健・福祉・介護と地域の連携によって、住み慣れた地域で自分らしく健康で安心して生活することができる環境を整備します。また、いつまでも生きがいをもって働けるよう、高齢者や障がい者が活躍できる地域社会の実現を目指します。

○ 地域コミュニティの維持と地域活性化を図ります。

子供から高齢者まで、同世代や異世代間の交流を深めるとともに、住民同士が支えあいながら地域の活性化に取り組めるよう、地域コミュニティ活動を支援します。また、地域が抱える課題等の解決に向けて、地域おこし協力隊をはじめ、町内外の多様な人材を活用した地域活性化を図ります。

○ 社会生活基盤が整備された安全・安心なまちづくりを進めます。

社会生活の基盤である道路・橋梁、河川・排水施設、水道、公園、住宅などの計画的な整備・維持管理を行います。また、民間需要がある公用地や公共施設等について、売却や貸付けなど公的資産の有効活用を図ります。

数値目標	現 状 (2018(平成 30)年度)	目 標 (2024(令和 6)年度)
転出者数の抑制	998 人	900 人

3 施策体系

<基本目標 1> 産業の振興と雇用の場をつくる

- (1) 農業の生産性の向上と経営の安定化
- (2) 6次産業化と地産地消の推進
- (3) 既存事業者及び進出企業等に対する支援
- (4) 農業・自営業の後継者及び新規就業者の確保・育成

<基本目標 2> 十勝・幕別への人の流れをつくる

- (1) ブランド戦略やシティプロモーションの推進
- (2) スポーツ合宿・大会誘致の推進
- (3) 都市部との関係人口の創出・拡大
- (4) 移住・定住対策の推進

<基本目標 3> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 結婚の希望に応える支援
- (2) 出産希望者に対する支援
- (3) 子育て世代の負担軽減及び支援
- (4) 魅力ある教育環境の整備
- (5) 次代の郷土を担う子供たちへの支援

<基本目標 4> 安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる

- (1) 地域公共交通の維持・確保
- (2) 自助・共助・公助の連携による防災体制の強化
- (3) 生活支援の連携体制の強化
- (4) 障がい者の自立支援
- (5) 住民活動への参加の促進
- (6) 公共施設等の適切な維持管理
- (7) 地球温暖化対策の推進
- (8) 行政事務の効率化と住民サービスの向上

4 重点業績評価指標（KPI）と具体的な施策

<基本目標1> 産業の振興と雇用の場をつくる

数値目標：農業算出額の北海道に占める割合：2.52%(2024(令和6)年度) 基準値：2.52%(2017(平成29)年度)
納税義務者となる法人数：620社(2024(令和6)年度) 基準値：606社(2018(平成30)年度)

【基本的方向】

○ 基幹産業である農業の生産性向上と経営基盤の強化を図ります。

農業従事者の高齢化等による担い手不足の解消に向け、地域経済をけん引する基幹産業として生産性向上と経営基盤を強化します。また、ロボットやICTなどの先端技術を活用し、業務の効率化や高品質生産等を可能にするスマート農業を促進します。

○ 新規参入する事業者と地域の「稼ぐ力」・「地域価値」の向上を図ります。

起業・創業支援の強化に加え、地場産業の品質向上や高付加価値化の推進、6次産業化を積極的に支援し、付加価値を生み出す力や地域の資産価値の向上を図ります。

○ 活力ある産業の推進と担い手の確保・育成を図ります。

地場産業と観光産業との連携、関連企業の誘致など、地域経済の活性化に取り組むとともに、安心して担い手が参入できるよう、多様な働き方や働きやすい環境整備を進め、良質な雇用を創出します。

【重点業績評価指標（KPI）】

成果指標	現 状 (2018(平成30)年度)実績	目標値 (2024(令和6)年度)実績
認定新規就農者数	2 件	5 件 (令和2年度～6年度までの累計値)
認定農業者のうち法人経営体数	51 経営体	70 経営体
自動操舵システム搭載トラクターの導入台数	181 台	300 台
生乳生産量	86,445t ^{※1}	90,000t
学校給食における地場産物利用割合	34.5%	35.0%
誘致企業数	3 企業	7 企業 (令和2年度～6年度までの累計値)
創業支援件数	6 件	30 件 (令和2年度～6年度までの累計値)
新卒者町内就職者数	86 人	80 人
ふるさと納税受入額	262 百万円	300 百万円

※1 町内3農協の十勝畜産統計による生乳生産量のうち、平成26年度から平成30年度の5中3平均量
(農協・ホクレン以外の出荷含む。帯広大正農協は除く)

【具体的な施策】

施策名	施策内容
(1) 農業の生産性の向上と経営の安定化	○ 担い手が安心して農業に取り組むことができるよう、認定農業者の経営規模拡大や農業法人化の推進、既存農業法人の販路拡大等を支援します。 ○ 労働力不足を解消するためスマート農業を促進します。 【実施事業】 ○ 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業 ○ ふるさと土づくり支援事業 ○ ゆとりみらい21 推進協議会運営事業 ○ 鳥獣被害防止緊急保護等対策事業補助金 ○ 優良和牛生産基盤強化事業
(2) 6次産業化と地産地消の推進	○ 地場産品を活用した加工製造販売によって、製造業、商業、観光業への取組に発展させ、高付加価値を生み出す6次産業化や農商工連携の取組を支援します。 ○ 学校給食や公共施設、地元飲食店での地場産品の積極的な活用を推進するとともに、食品ロスの削減を推進します。 【実施事業】 ○ 地産地消推進事業 ○ 観光物産振興事業
(3) 既存事業者及び進出企業に対する支援	○ 既存事業者の経営安定と業績拡大を図るため、専門家や関係機関、周辺自治体と連携し、人材確保・人材育成支援、流通体制支援等に対する各種指導を支援します。 ○ 経済情勢に左右されにくい強固な産業基盤を確立するため、製造業に加え、事務系職種やITなど多種多様な業種の企業誘致や創業促進を図ります。 ○ ふるさと寄附を活用した地場産品の掘り起こしによる販路拡大と知名度向上に努めるとともに、様々な形で地域に関与する関係人口の拡大を図るための取組を推進します。 【実施事業】 ○ 企業誘致対策事業 ○ 中小企業融資保証料・利息補給事業 ○ ふるさと寄附返礼品贈呈事業 ○ 行政ポイント付与事業 ○ 商店街活性化店舗開店等支援事業
(4) 農業・自営業の後継者及び新規就業者の確保・育成	○ 後継者やUIターン者などを確保・育成するため町内外への募集強化と研修の開催や交流を支援します。

	○ 町内企業や大学等と連携したインターンシップを通じて、企業と学生をつなぐ取組を推進します。 ○ 若者や子育て世代、高齢者、障がい者、外国人など労働力の掘り起こしを行い、多様な働き方の環境整備を図ります。 【実施事業】 ○ 新規就農者支援事業 ○ 若年者緊急雇用対策事業 ○ 幕別町はたらき隊支援事業
--	--

＜基本目標２＞ 十勝・幕別への人の流れをつくる

数値目標：観光入込客数：81.1 万人(2024(令和 6)年度) 基準値：75.4 万人(2018(平成 30)年度)
社会増減数の均衡：0 人(2024(令和 6)年度) 基準値：▲70 人(2018(平成 30)年度)

【基本的方向】

○ 町の魅力に関する情報発信の充実を図ります。

幕別町の情報を戦略的に発信するため、ターゲットと発信する情報を整理し、効果的なプロモーションを推進することで地域ブランドの確立を図るとともに、観光や移住・定住、スポーツ合宿地として選ばれるまちを目指します。また、積極的な情報発信や受入体制づくりを進め、道内外の誘客はもとより、インバウンドを推進します。

○ 「オリンピックのまち」としてスポーツを通じて交流するまちづくりを進めます。

自然環境や社会環境においてスポーツ合宿に適した地であることを発信しながら誘致を進めるとともに、町内の子供には選手との交流により一流の技術や考え方を学ぶ場を提供します。また、既存スポーツ施設の改修やトレーニング機器の整備を行うなどスポーツ施設等の充実を図ります。

○ 都市部との交流等を通じて関係人口の増加を図ります。

都市部に所在する高校生を対象とした農業体験や農家民泊、大学や企業のスポーツ合宿などを通じて、幕別町に積極的に関心を持ち、地域に貢献したいという想いを寄せる関係人口を把握し、地域と継続的なつながりを持つ環境づくりを進めます。

○ 子育て世代を中心とした移住・定住の促進を図ります。

高校生は卒業後、進学または就職のため町外に流出します。一方、30 歳代は転入超過傾向にあり、子育て世代が移住・定住している動きが見られます。今後も、子育てや住まいなど移住・定住に関する不安解消に向けて、環境整備の取組を推進します。

【重点業績評価指標（KPI）】

成果指標	現 状 (2018(平成 30)年度)実績	目標値 (2024(令和 6)年度)実績
訪日外国人宿泊者数	9,368 人	13,500 人
スポーツ合宿・大会受入者数	299 人	450 人
スポーツ集客イベントへの参加者数	899 人	1,350 人
百年記念ホール利用人数	136,880 人※ ²	137,000 人
農村ホームステイ受入者数	105 人	117 人
マイホーム応援事業による住宅取得件数	67 件※ ³	70 件
空き地・空き家バンク成約件数	8 件※ ⁴	10 件
40 歳未満の転入数	656 人	700 人

※² 百年記念ホール利用人数のうち、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 中 3 平均人数

※³ マイホーム応援事業実績のうち、平成 27 年度から平成 30 年度の平均件数

※⁴ 空き地・空き屋バンク成約件数のうち、平成 29 年度から平成 30 年度の平均件数

【具体的な施策】

施策名	施策内容
(1) ブランド戦略やシティプロモーションの推進	○ 幕別町の豊かな自然や歴史・文化、産業、暮らしなどを紹介するコンテンツを作成し、HP や SNS、AR をはじめ各種メディアなど様々な手段、媒体を活用して情報を発信することで、認知度向上やイメージアップを図ります。 ○ 多言語による観光情報サイトでの情報発信や Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス設備の導入支援などインバウンド対策の充実を図ります。 ○ 体験型観光の持続可能な受入システムを構築するため、受け皿組織や人材の育成、関係機関との連携を強化するとともに、体験型・滞在型プログラムなどの旅行商品の企画・開発を推進します。 ○ パークゴルフ発祥の地として、国内外への情報発信に努めるとともに、日本パークゴルフ協会や様々な分野と連携しながら、一層の振興を図ります。 【実施事業】 ○ 忠類地域魅力発信事業 ○ 観光施設維持管理事業 ○ 観光物産振興事業 ○ トカプチ 400 走行環境整備事業
(2) スポーツ合宿・大会誘致の推進	○ スポーツ交流人口の増加及び地域との交流等を目的として、周辺自治体等とも連携しながら、大学や企業等のスポーツ合宿や大会誘致を積極的に推進するとともに、子供たちへ様々な競技体験や技術を学ぶ場を提供します。 ○ 町民が運営ボランティアやサポートを通じて、スポーツに関わる機会を増やすなどスポーツに親しむ環境づくりを推進します。 ○ 合宿誘致に関するワンストップ体制を構築し、各種相談や受入支援を行います。また、関係機関と一体となり、選手等の移動支援など滞在中の負担軽減、利便性の向上を図ります。 ○ スポーツ活動団体等が効果的な練習や合宿に取り組めるよう、既存スポーツ施設の改修やトレーニング機器の更新を図ります。 【実施事業】 ○ アスリートと創るオリンピックの町創生事業 ○ 屋内・屋外体育施設維持管理事業
(3) 都市部との関係人口の創出・拡大	○ 都市部の修学旅行生を対象とした体験型の農家民泊の受入れやスポーツ合宿など町の特徴を生かした取組を通じて、幕別町への想いを寄せる人々とより深い関わりを継続的に築く取組を推進します。 ○ ふるさと納税寄附者への定期的なフォローアップや幕別町ゆかりの各

	界で活躍されている方をシンボリックな存在として応援大使に委嘱するなど地域外からの交流の入口を増やす取組を推進します。 ○ 町内出身アーティスト等との協働により、国内外の優れた芸術・文化に接し、体感できる鑑賞機会を提供するとともに、芸術・文化活動への取組を支援します。 【実施事業】 ○ 農村ホームステイ事業 ○ 小学生国内交流事業 ○ 幕別町応援大使事業 ○ 芸術・文化公演事業
(4)移住・定住対策の推進	○ HP や SNS をはじめ各種メディアと連携した移住情報発信を強化します。また、都市圏における移住・定住相談会やセミナーなどへの参加を通じた情報発信・マッチングを図ります。 ○ 空き地・空き家バンク事業の活性化に向け、各公区や宅建事業者と連携し、良質な物件発掘や情報発信、マッチングを図ります。 ○ 移住者が希望の職につけるよう、庁内関係部署やハローワークなどの関係機関と連携した情報提供やマッチングなど就業支援を推進します。 【実施事業】 ○ 移住・定住対策事業 ○ マイホーム応援事業 ○ 空き地・空き家バンク事業 ○ 地域おこし協力隊活動推進事業

＜基本目標３＞ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標：15歳未満の年少人口：3,300人(2024(令和6)年度) 基準値：3,297人(2018(平成30)年度)

合計特殊出生率：1.55%(2024(令和6)年度) 基準値：1.42%(2018(平成30)年度)

【基本的方向】

○ 結婚・出産・子育てを切れ目なく支援します。

子育てする家庭が仕事との両立を図り、子供たちが健やかに成長できるよう、安心して子供を産み育てられる環境づくりや子育てにかかる経済的負担の軽減など、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支援します。

○ 魅力ある教育環境の整備を図ります。

義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するほか、ICT教育環境の整備、さらには、老朽化が進む校舎や設備の改修を実施するなど、子供たちの安全・安心を確保し、快適な学校生活が送られるよう、学校施設の計画的な整備を図ります。また、学校と保護者・地域住民を有機的に結び付け協働関係を強めるコミュニティ・スクールを推進するとともに、幕別町の特徴を生かした魅力ある学校となるよう道立高等学校を支援します。

○ 地域で子育てし、郷土愛を育む取組を進めます。

地域における子育て環境の充実を図るとともに、郷土の自然や文化、伝統などに接したり、地域の課題を捉え、その解決に向け活動することで、郷土を育て発展させるような郷土を愛する心を持つ子供を育てます。

【重点業績評価指標（KPI）】

成果指標	現 状 (2018(平成30)年度)実績	目標値 (2024(令和6)年度)実績
婚活イベント参加者数	65人	80人
乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	98.2%	100%
北海道働き方改革推進企業認定社数	10社	35社 (令和2年度～6年度までの累計値)
町内保育所定員数	510人	540人
不登校児童生徒の割合	1.7%	1.5%
道立幕別清陵高等学校入学者数	0人	120人

【具体的な施策】

施策名	施策内容
(1) 結婚の希望に応える支援	○ 企業・団体間のネットワーク構築による出会い・交流の場を確保し、未婚化や晩婚化の改善を図ります。 ○ 道の結婚支援事業と連携し、交流イベントの開催や各種セミナー等の開催を支援します。 【実施事業】 ○ グリーンパートナー対策事業 ○ 結婚新生活支援事業
(2) 出産希望者に対する支援	○ 妊婦の不安を解消するため、心身の健康状態に応じた妊婦健康相談の充実を図るとともに、妊婦健康診査を通じて妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、妊婦の健康保持を図ります。 ○ 出産した全家庭に保健師が訪問するとともに、助産師や妊産婦同士との定期的な交流の場の実施など出産後も安心して育てられる環境の充実を図ります。 ○ 不妊に悩む夫婦を対象に不妊治療にかかる医療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。 【実施事業】 ○ 妊婦・産婦健診事業 ○ 妊娠・出産包括支援事業 ○ 不妊・不育症対策事業 ○ 出産・子育て応援給付金給付事業
(3) 子育て世代の負担軽減及び支援	○ 子育て期を安定して過ごせるよう、総合相談窓口において心配事や相談内容に応じて必要なサービスをつなぎ、子育てを支援します。 ○ 中学校卒業までの子供の医療費を助成するなど子育て世代の経済的負担を減らすことにより、安心して子供を産み育てる環境整備を推進します。 ○ 国の制度による幼児教育・保育の無償化に取り組むとともに、受入体制の整備と質の向上を図ります。 ○ 保護者の子育てと就労等の両立を支援し、病気の時でも児童が安心して過ごすことができる環境の整備や企業などの子育てに対する取組を支援します。 【実施事業】 ○ 子育て支援センター運営事業 ○ 子育て短期支援事業 ○ 子ども医療費助成事業 ○ 保育所等主食提供事業

	○ 認可外保育施設保育料助成事業 ○ ファミリー・サポート・センター事業 ○ 修学支援資金交付事業 ○ 保護者費用負担軽減事業 ○ マイファーストブックサポート事業 ○ 発達支援センターの機能充実
(4) 魅力ある教育環境の整備	○ 子供の発達等に応じた柔軟で多様な教育の充実や地域の特色を生かした授業を展開するとともに、小中学校に ICT 機器等を整備し、教育環境の向上を図ります。 ○ 安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化した施設や設備の更新を計画的に推進します。 ○ 北海道幕別清陵高等学校及び北海道中札内高等養護学校幕別分校の魅力化に向けて、コミュニティ・スクールの導入など地域と密着した教育活動を支援します。 ○ 小中一貫教育を実施し、将来的に幼小中高校等の連携を視野に入れた教育活動について検討します。 【実施事業】 ○ 小学校教育活動推進事業 ○ 学校教育施設維持管理事業 ○ 魅力ある高校づくり支援事業 ○ 学校運営協議会運営事業 ○ 臨時英語指導助手の配置 ○ 学校教育施設整備事業 ○ 部活動の地域移行
(5) 次代の郷土を担う子供たちへの支援	○ 子供が自ら文化・歴史や地域の魅力を学び、先人の苦労や豊かな知識に触れ、ふるさとへの想いを養い、愛着と誇りを育む教育を推進します。 ○ ナウマン象化石骨やアイヌ文化など貴重な文化財の適切な保存管理を行うとともに、郷土文化の継承や人材育成等を目的とした多様な活用を図ります。 【実施事業】 ○ ふるさと館維持管理事業 ○ ナウマン象記念館発掘等体験講座事業 ○ 郷土文化研究事業 ○ アイヌ文化拠点空間整備事業 ○ アイヌ文化振興事業

＜基本目標４＞ 安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる

数値目標：転出者数の抑制：900人(2024(令和6)年度) 基準値：998人(2018(平成30)年度)

【基本的方向】

○ 地域公共交通の維持・確保を図ります。

人口減少・少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動を支援するとともに、あらゆる機会を通じて利用方法等をPRし、利用推進と利便性の向上を図ります。

○ 災害等に強いまちづくりを進めます。

災害等非常時に町民の生命を守り、被害を少なくするためには、行政による公助はもとより、町民が自ら身を守る自助や相互に助け合う共助の確立が重要となることから、迅速かつ的確な情報伝達手段の整備や地域と連携した防災体制の強化を図ります。

○ 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

地域包括ケアシステムの推進や見守り体制など地域福祉の充実、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた健康づくりの推進に取り組み、保健・福祉・介護と地域の連携によって、住み慣れた地域で自分らしく健康で安心して生活することができる環境を整備します。また、いつまでも生きがいをもって働けるよう、高齢者や障がい者が活躍できる地域社会の実現を目指します。

○ 地域コミュニティの維持と地域活性化を図ります。

子供から高齢者まで、同世代や異世代間の交流を深めるとともに、住民同士が支えあいながら地域の活性化に取り組めるよう、地域コミュニティ活動を支援します。また、地域が抱える課題等の解決に向けて、地域おこし協力隊をはじめ、町内外の多様な人材を活用した地域活性化を図ります。

○ 社会生活基盤が整備された安全・安心なまちづくりを進めます。

社会生活の基盤である道路・橋梁、河川・排水施設、水道、公園、住宅などの計画的な整備・維持管理を行います。また、民間需要がある公用地や公共施設等について、売却や貸付けなど公的資産の有効活用を図ります。

【重点業績評価指標（KPI）】

成果指標	現 状 (2018(平成30)年度)実績	目標値 (2024(令和6)年度)実績
コミュニティバス利用者数	15,573人	25,200人
自主防災組織の人口カバー率	62.0%	87.0%
特定健康診査受診率	40.7%	60.0%
福祉施設の入所者の地域生活への移行者	0人	2人 (令和2年度～6年度までの累計値)
協働のまちづくり支援事業交付金交付件数	221件※5	230件
まちづくり出前講座開催回数	94回	100回
幕別町公共施設等総合管理計画個別施設管理計画策定率	25%	100%

※5 協働のまちづくり支援事業交付金交付実績のうち、平成26年度から平成30年度の平均件数

【具体的な施策】

施策名	施策内容
(1) 地域公共交通の維持・確保	○ 地域公共交通としての役割や機能を維持するため、関係機関に働きかけるとともに、関係機関との連携のもと地域公共交通のあり方について調査研究を実施します。 ○ 高齢者等の交通弱者が安心して生活・移動できるようコミュニティバス、予約型乗合タクシーの運行や利便性の向上により、住民の生活交通の維持確保を図ります。 ○ 町民や外国人を含む観光客の利用促進を図るため、公共交通に関する情報発信の強化を図ります。 【実施事業】 ○ 地域公共交通活性化事業 ○ コミュニティバス運行事業 ○ 予約型乗合タクシー運行事業
(2) 自助・共助・公助の連携による防災体制の強化	○ 地域で暮らし続けるための安全・安心な環境づくりのため、地域住民の防災意識を高めるとともに、災害から守る危機管理体制の充実を図ります。 ○ 災害に強い基盤整備に取り組むとともに、防災情報発信の強化や高齢者など災害弱者に向けた啓発活動など支援体制の強化を図ります。 【実施事業】 ○ 地域防災対策事業 ○ 防災情報機器管理事業 ○ 災害用備蓄品整備事業
(3) 生活支援の連携体制の強化	○ 年齢や性別、健康・身体の状態を問わず、子供から高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい、医療、介護、保健予防、生活支援が一体的に提供できる体制整備を推進します。 【実施事業】 ○ 特定健診・特定保健指導事業 ○ 食の自立支援サービス事業 ○ 外出支援サービス事業 ○ 認知症総合支援事業 ○ 生活支援体制整備事業 ○ フレイル予防事業 ○ ひきこもり対策推進事業 ○ 医療・介護多職種連携システム導入事業 ○ コミュニティソーシャルワーカーの配置（重層的支援事業） ○ 福祉除雪事業

(４) 障がい者の自立支援	○ 障がいのある方に就労体験を通じて仕事との接点を持ち、就職への第一歩を踏み出すきっかけづくりとなる場を提供するとともに、企業の障がい及び障がい者に対する理解の促進を図ります。 ○ 障がい者の高齢化や重度化などを見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援、自立体験の場の提供、緊急時の受入れなど、地域生活支援の仕組みづくりを進めます。 【実施事業】 ○ 障がい者就労支援事業 ○ 障害者地域生活支援事業 ○ 地域活動支援センター運営事業 ○ 障害者相談支援事業
(５) 住民活動への参加の促進	○ 住民をはじめ、行政や企業など多様な主体がまちづくりに積極的に参加できる環境づくりを進めます。 ○ 地域が抱える課題等の解決に向け、専門的知識や技術、経験を有する地域おこし協力隊をはじめ、町内外の多様な人材を活用した地域活性化の推進を図ります。 【実施事業】 ○ 近隣センター等維持管理事業 ○ 町内会等活動支援事業 ○ 協働のまちづくり支援事業
(６) 公共施設等の適切な維持管理	○ 「幕別町公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設管理計画」の策定作業を推進します。 ○ 民間需要がある公用地や公共施設等について、売却や貸付けなど公的資産の有効活用を図ります。 【実施事業】 ○ 明野ヶ丘公園再整備事業 ○ 学校教育施設整備事業 ※再掲
(７) 地球温暖化対策の推進	○ 2050年までの脱炭素社会を見据え、再生可能エネルギーの導入目標の策定や温室効果ガスの削減のための取組を推進します。 【実施事業】 ○ 地球温暖化対策推進事業
(８) 行政事務の効率化と住民サービスの向上	○ 行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やＡＩ等の活用により業務効率化を図り、人的支援を行政サービスのさらなる向上に繋げていきます。 【実施事業】 ○ 窓口ＤＸ推進事業 ○ 公式ＬＩＮＥ構築事業

	○ 行政手続オンライン化推進事業 ○ 除雪管理システム整備事業 ○ 公開型地理情報システム整備事業
--	---

5 各施策に関連する SDGs の目標

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) とは

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、2015 年 9 月の国連で採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成するために掲げた目標であり、環境、経済、社会それぞれの側面を統合的に向上させるため、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。この目標の達成に向け、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、市民にも役割があり、それぞれが協力・連携しあうことが求められています。



- 目標 1 (貧困をなくそう) : あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 (飢餓をゼロに) : 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 (すべての人に健康と福祉を) : あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 (質の高い教育をみんなに) : 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 (ジェンダー平等を実現しよう) : ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
- 目標 6 (安全な水とトイレを世界中に) : 全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 (エネルギーをみんなにそしてクリーンに) : 全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 (働きがいも経済成長も) : 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
- 目標 9 (産業と技術革新の基盤をつくろう) : 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 (人や国の不平等をなくそう) : 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 (住み続けられるまちづくりを) : 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 (つくる責任つかう責任) : 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 (気候変動に具体的な対策を) : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 (海の豊かさを守ろう) : 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 (陸の豊かさを守ろう) : 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16 (平和と公正をすべての人に) : 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全てのの人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 (パートナーシップで目標を達成しよう) : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 総合戦略と関連のある SDG s の目標

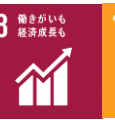
総合戦略では、個々の施策が世界レベルの目標達成に繋がっていることを認識するため、SDG s の理念を基本目標や基本的方向に位置付けるとともに、SDG s の 17 の目標と関連性のある具体的な施策を紐付けています。

また、SDG s の理念を施策に反映させるためには、SDG s に対する町民の理解を深め、町内事業所の経済活動において 17 の目標達成に資する取組を促進することが必要であることから、セミナーなどを通じて SDG s に対する意識醸成と理解促進を図ります。

<基本目標 1> 産業の振興と雇用の場をつくる

施策名	関連する SDGs
(1) 農業の生産性の向上と経営の安定化	    <目標 2 : 飢餓> <目標 8 : 経済成長・雇用> <目標 11 : 安全な都市> <目標 15 : 生態系・森林>
(2) 6次産業化と地産地消の推進	   <目標 8 : 経済成長・雇用> <目標 9 : インフラ> <目標 12 : 持続可能な生産・消費>
(3) 既存事業者及び進出企業等に対する支援	  <目標 8 : 経済成長・雇用> <目標 9 : インフラ>
(4) 農業・自営業の後継者及び新規就業者の確保・育成	   <目標 5 : ジェンダー平等> <目標 8 : 経済成長・雇用> <目標 10 : 不平等の是正>

＜基本目標 2＞ 十勝・幕別への人の流れをつくる

施策名	関連する SDGs	
(1) ブランド戦略やシティプロモーションの推進		<目標 8：経済成長・雇用>
(2) スポーツ合宿・大会誘致の推進	 	<目標 4：教育> <目標 8：経済成長・雇用>
(3) 都市部との関係人口の創出・拡大	 	<目標 8：経済成長・雇用> <目標 11：安全な都市>
(4) 移住・定住対策の推進	   	<目標 3：健康な生活> <目標 4：教育> <目標 8：経済成長・雇用> <目標 11：安全な都市>

＜基本目標３＞ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

施策名	関連する SDGs	
(１) 結婚の希望に応える支援		＜目標 11：安全な都市＞
(２) 出産希望者に対する支援	 	＜目標 3：健康な生活＞ ＜目標 11：安全な都市＞
(３) 子育て世代の負担軽減及び支援	 	＜目標 1：貧困＞ ＜目標 11：安全な都市＞
(４) 魅力ある教育環境の整備		＜目標 4：教育＞
(５) 次代の郷土を担う子供たちへの支援	   	＜目標 1：貧困＞ ＜目標 4：教育＞ ＜目標 10：不平等の是正＞ ＜目標 11：安全な都市＞

＜基本目標４＞ 安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる

施策名	関連する SDGs
(１) 地域公共交通の維持・確保	  ＜目標 10：不平等の是正＞ ＜目標 11：安全な都市＞
(２) 自助・共助・公助の連携による防災体制の強化	   ＜目標 6：水・衛生＞ ＜目標 11：安全な都市＞ ＜目標 13：気候変動＞
(３) 生活支援の連携体制の強化	    ＜目標 1：貧困＞ ＜目標 3：健康な生活＞ ＜目標 10：不平等の是正＞ ＜目標 11：安全な都市＞
(４) 障がい者の自立支援	    ＜目標 1：貧困＞ ＜目標 3：健康な生活＞ ＜目標 10：不平等の是正＞ ＜目標 11：安全な都市＞
(５) 住民活動への参加の促進	  ＜目標 11：安全な都市＞ ＜目標 17：パートナーシップ＞
(６) 公共施設等の適切な維持管理	    ＜目標 6：水・衛生＞ ＜目標 9：インフラ＞ ＜目標 13：気候変動＞ ＜目標 16：法の支配等＞
(７) 地球温暖化対策の推進	  ＜目標 7：エネルギー＞ ＜目標 13：気候変動＞
(８) 行政事務の効率化と住民サービスの向上	  ＜目標 9：インフラ＞ ＜目標 11：安全な都市＞

Ⅲ 参考資料

1 幕別町創生総合戦略審議会条例

(平成 27 年 3 月 20 日条例第 9 号)

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として、幕別町創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 幕別町創生総合戦略（次号において「総合戦略」という。）の策定に関すること。

(2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の役員又は職員

(2) 識見を有する者

(3) 公募による者

(4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 幕別町創生総合戦略審議会委員名簿

役 職 ^{※1}	氏 名 ^{※1}	所属／役職等 ^{※1}	備 考
会長	藤原 治	幕別町商工会／会長	公共的団体等（産）
職務代理者	宮田 勝文	特定非営利活動法人幕別ケアサポート／理事	識見者（産）
委員	森 晃	幕別町農業協同組合／農産部施設管理食品開発課長	公共的団体等（産）
委員	中田 雅史	北洋銀行幕別支店／支店長	公共的団体等（金）
委員	加藤 茂樹	幕別町観光物産協会／副会長	公共的団体等（産）
委員	岩谷 史人	幕別町社会教育委員会／委員長	公共的団体等（学）
委員	佐々木 成仁	幕別町社会福祉協議会／事務局長	公共的団体等（産）
委員	大槻 浩之	十勝の杜病院／医師	識見者（士）
委員	高道 昭夫	幕別町体育連盟／副会長	識見者（学）
委員	山本 美穂	札内南保育園／園長	識見者（学）
委員	喜多 敦	幕別町校長会／会長	識見者（学）
委員	飯塚 剛史 房川 一也 ^{※2}	幕別地区連合会／会長	識見者（労）
委員	仙北谷 康	帯広畜産大学／教授	識見者（学）
委員	鳥井 慎一	北海道十勝総合振興局／地域創生部長	識見者（官）
委員	細谷地 利勝		公募
委員	加藤 リエ		公募
委員	堀 浩子		公募
委員	堀川 貴庸		公募
委員	大山 万里子		公募
委員	森田 茂生		公募

※1 第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時（敬称略）

※2 前任者

3 第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定経過

実施日	名 称	内 容
令和元年 7月29日(月)	令和元年度第1回 幕別町創生総合戦略審議会	○ 幕別町の人口動態について ○ 幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証について ○ 次期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（策定方針決定）
10月8日(火)	諮 問	○ 次期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、幕別町創生総合戦略審議会条例第2条の規定に基づき、町長から審議会へ諮問
	令和元年度第2回 幕別町創生総合戦略審議会	○ 次期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（骨子案）について
11月28日(木)	令和元年度第3回 幕別町創生総合戦略審議会	○ 次期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について ○ 幕別町人口ビジョン（素案）について
12月13日(金)	幕別町議会全員協議会	○ 幕別町人口ビジョン（素案）及び第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について
12月26日(木)	令和元年度第4回 幕別町創生総合戦略審議会	○ 第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
令和2年 1月10日(金) ~2月10日(月)	パブリックコメント実施	○ 町ホームページや公共施設等において、第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）及び幕別町人口ビジョン（案）を提示し、町民から意見を聴取
2月21日(金)	令和元年度第5回 幕別町創生総合戦略審議会	○ パブリックコメント実施結果報告について ○ 「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「幕別町人口ビジョン」について
2月28日(金)	答 申	○ 第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び幕別町人口ビジョン改訂に対する調査審議結果について、幕別町創生総合戦略審議会会長から町長へ答申
3月2日(月)	策 定	○ 答申を踏まえ、幕別町人口ビジョン改訂するとともに、第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定

第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2年3月策定

発行：北海道幕別町

編集：幕別町企画総務部政策推進課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1

TEL：0155-54-6610

FAX：0155-54-3727

幕別町人口ビジョン



令和2年3月改訂

幕別町

1 人口ビジョンとは

人口ビジョンは、幕別町の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。また、総合戦略において、地方創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置づけられます。

2 将来人口の推計に対する幕別町の人口推移

2016(平成 28)年 1 月に策定した「幕別町人口ビジョン」(以下、「前人口ビジョン」という。)は、2015(平成 27)年 3 月の住民基本台帳を基準人口とし、2013(平成 25)年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計(以下、「社人研推計」という。)に準拠するとともに、住民基本台帳を基にした人口動向や町民アンケート結果による希望の子ども人数などを踏まえ推計しました(図 1)。

なお、国立社会保障・人口問題研究所では、2015(平成 27)年の国勢調査の結果を踏まえた将来人口推計を 2018(平成 30)年に公表しています。

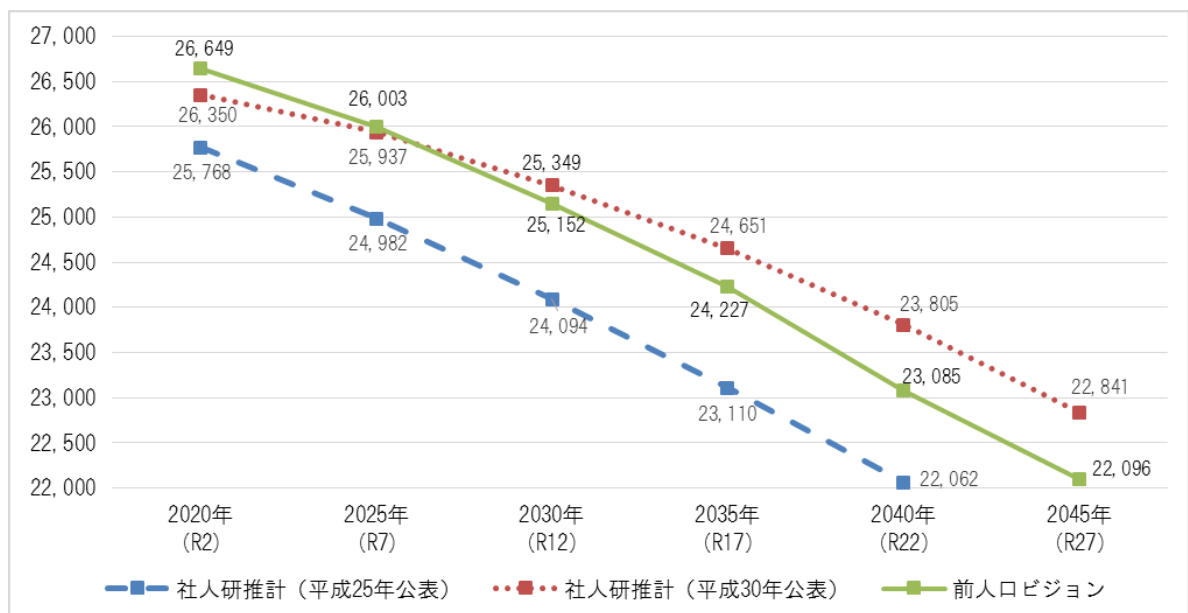


図 1 前人口ビジョン及び社人研推計

策定時からの前人口ビジョンと年度末時点の住民基本台帳の人口を比較すると、概ね前人口ビジョンの推計どおりとなりました(図 2)。

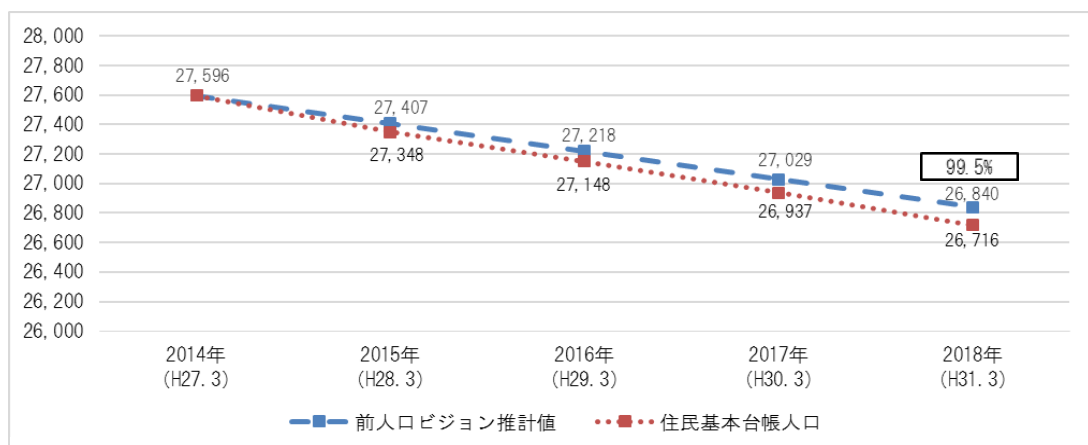


図 2 策定時からの前人口ビジョン推計値と住民基本台帳人口との比較

3 人口ビジョンの見直しの要点

町としては、第6期幕別町総合計画と整合性を図り、前人口ビジョンの推計値は現行のとおりとし、町を取り巻く環境の変化を踏まえ、人口動向を分析して現状・課題と今後の方向性を示すものとします。

4 対象期間

対象期間は、国の長期ビジョンの期間と整合性を図るため、2060（令和42年）までとします。

5 人口の目標管理

人口の目標管理には、住民基本台帳人口、国勢調査人口などによる手法がありますが、本町では、町がリアルタイムで人口動態を把握できる住民基本台帳人口を使用します。ただし、他自治体との比較や過去の分析においては、必要に応じて国勢調査人口を併用します。

6 人口ビジョンで扱う地域分類

幕別町人口ビジョンで扱う地域区分は、次の分類とします。

（1）幕別市街地

幸町、本町1～3、錦町1～2、寿町1～3、宝町、南町1～2、緑町1～4、新町、旭町1、旭町2、旭町4

（2）札内市街地

西町1～2、桜町北、桜町中央、桜町南、北町1～3、北栄町1～2、共栄町1～3、新北町西、新北町東、豊町、暁町東、暁町西、暁町北、桂町1～3、若草町1～3、中央町1～3、青葉町1～2、文京町、あかしや、あかしや中央、あかしや南1～2、泉町、泉東、春日町、東春日町、みずほ町

（3）忠類市街地

忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町

（4）幕別札内農村地域

豊岡1～2、新和、西猿別、猿別、軍岡、南勢、大豊、明野北、明野南、新川、相川、相川東、相川西、相川南、相川北、糠内市街、五位、糠内第一、中糠内、西糠内、明倫、美川、中里、駒畠、古舞、途別、上稲志別、札内区、日新1～2、昭和、依田、西和、千住1～2、千住東、稲志別、新生、中稲志別

（5）忠類農村地域

忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成

7 人口の現状分析

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

国勢調査人口における総人口は、2005(平成17)年をピークとして増加傾向にありましたが、2010(平成22)年以降は減少傾向にあります。

年少人口(0～14歳)は、1975(昭和55)年をピークに減少が続いています。生産年齢人口(15～64歳)は、2000(平成12)年まで増加が続いていましたが、その後は減少傾向にあります。

老年人口(65歳以上)は、死亡率の低下に伴う平均寿命の延伸などを背景に一貫して増加が続き、2000(平成12)年には年少人口を上回り、2015(平成27)年には年少人口の2倍以上となるなど少子高齢化が一段と進んでいます(図3)。

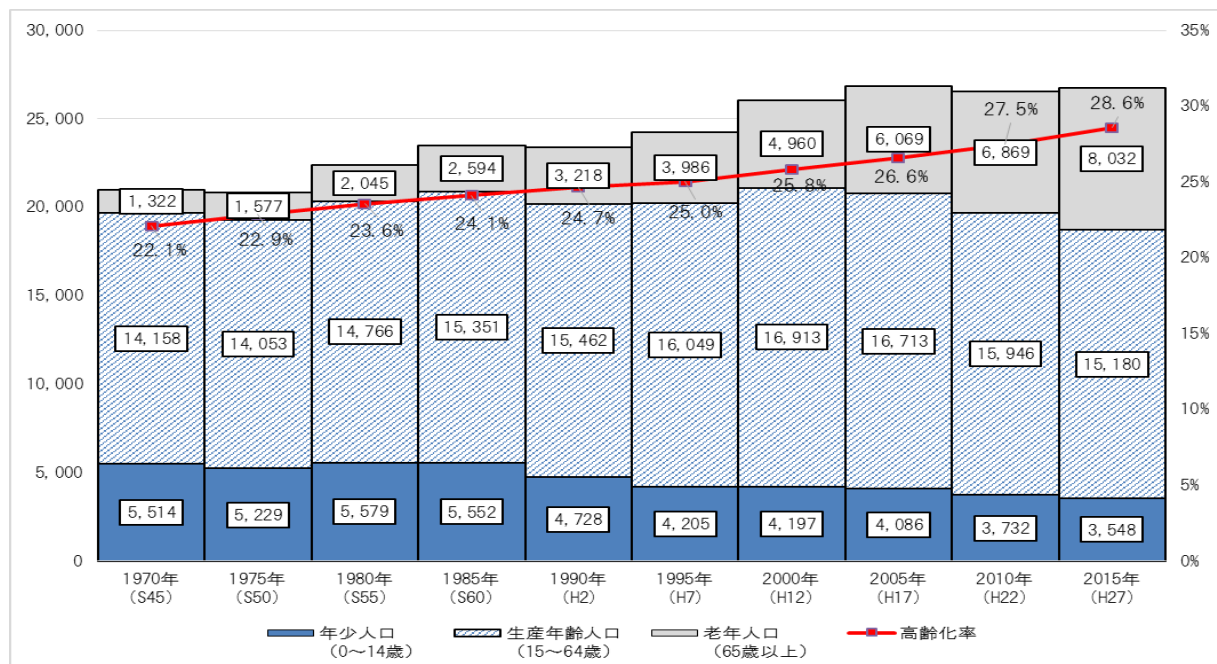


図3 総人口及び年齢3区分別人口の推移

*1 国勢調査(H17以前は幕別町と忠類村の人口数を合算)より作成

*2 年齢不詳の者がいるため、年少人口、生産年齢人口及び老年人口は、年齢不詳者を按分することで、その合計と総人口が一致するように調整しており、実際の数値とは一致しない場合があります。

一方、住民基本台帳人口における総人口の推移をみると、2009(平成 21)年度から 2013(平成 25)年度にかけて年々上昇傾向にありましたが、2014(平成 26)年度以降は減少傾向が続き、近年は毎年約 200 名の人口減となっています(図 4)。

また、年齢 3 区分別人口推移の傾向は、年少人口(0～14 歳)及び生産年齢人口(15～64 歳)とも減少傾向にある一方、老年人口(65 歳以上)は増加傾向にあり、2016(平成 28)年度には高齢化率が 30%を超えています(図 5)。

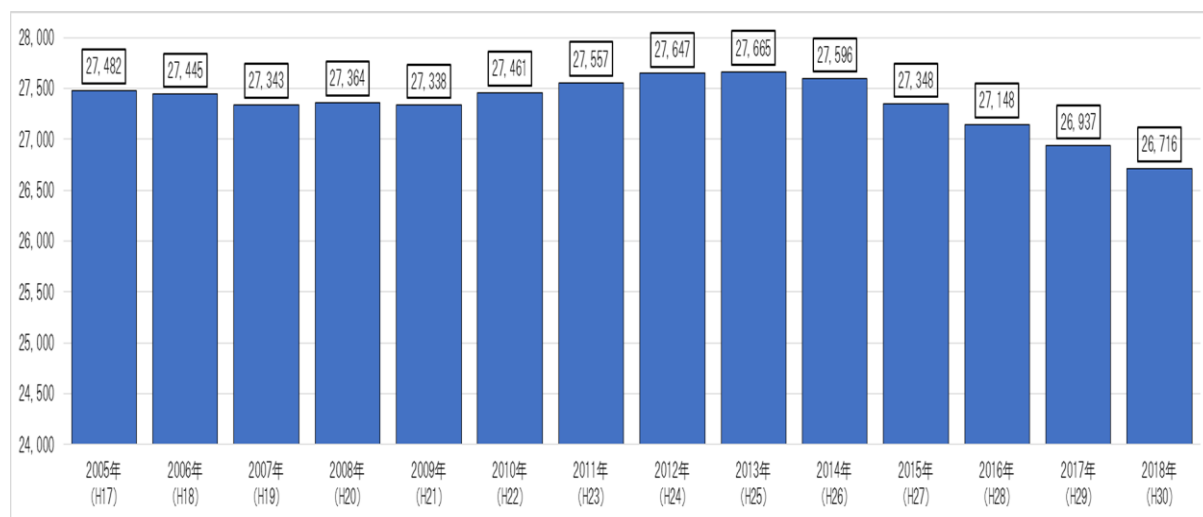


図 4 住民基本台帳における総人口の推移(各年度末時点)

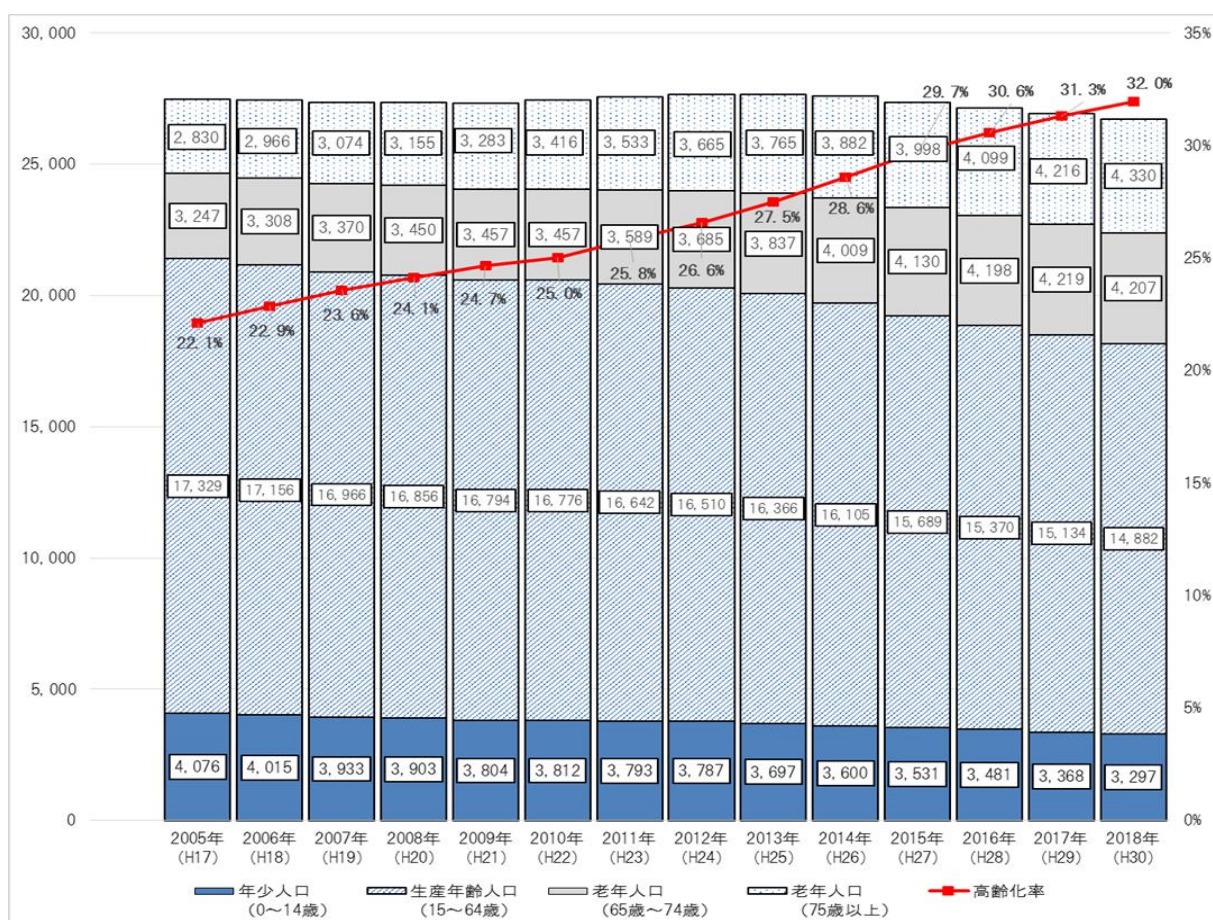


図 5 住民基本台帳における年齢 3 区分別人口の推移(各年度末時点)

(2) 地区別人口の推移

地区別人口推移の傾向を見ると、本町地域及び忠類地域とも減少傾向にある一方、札内地域は2014(平成26)年度まで増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあることから、いずれの地区でも減少傾向にあることがうかがえます(図6)。

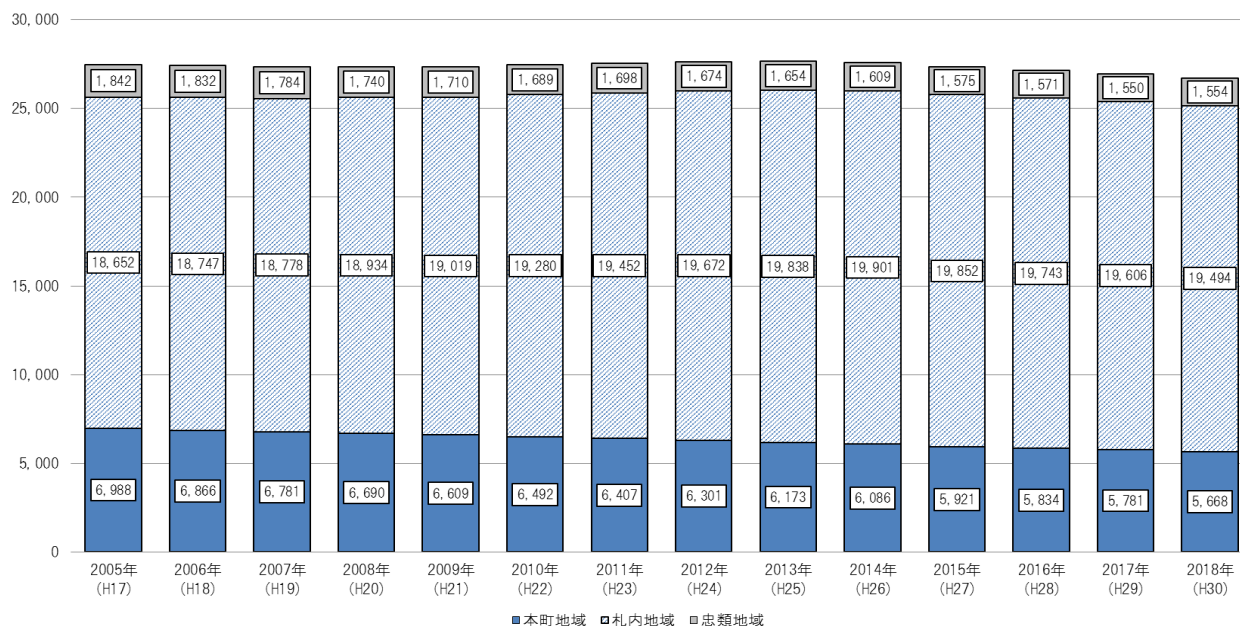


図6 住民基本台帳における地区別人口の推移(各年度末時点)

* 各地域には農村地域も含む

(3) 自然増減(出生数・死亡数)の動向

出生数は、1985(昭和60)年代から1997(平成9)年にかけて減少傾向となりましたが、1998(平成10)年度に入り増加に転じた後、再び減少傾向が続いており、近年は年間170人前後で推移しています。一方、死亡数は増加傾向にあり、2005(平成17)年度以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています(図7)。

合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら減少傾向がみられるものの、全国及び北海道の水準は上回っています(図8)。

母親の年齢階級別にみた出生数の推移は、母親の年齢が30歳代、40歳代以上は減少傾向が続いている一方、20歳代の出生数は増加傾向にあります(図9)。

0～4歳人口は、2000(平成12)年以降、減少に転じていますが、15～49歳の女性人口に対する0～4歳人口の割合である「子ども女性比」は、増減を繰り返しつつ、概ね横ばい傾向にあります(図10)。

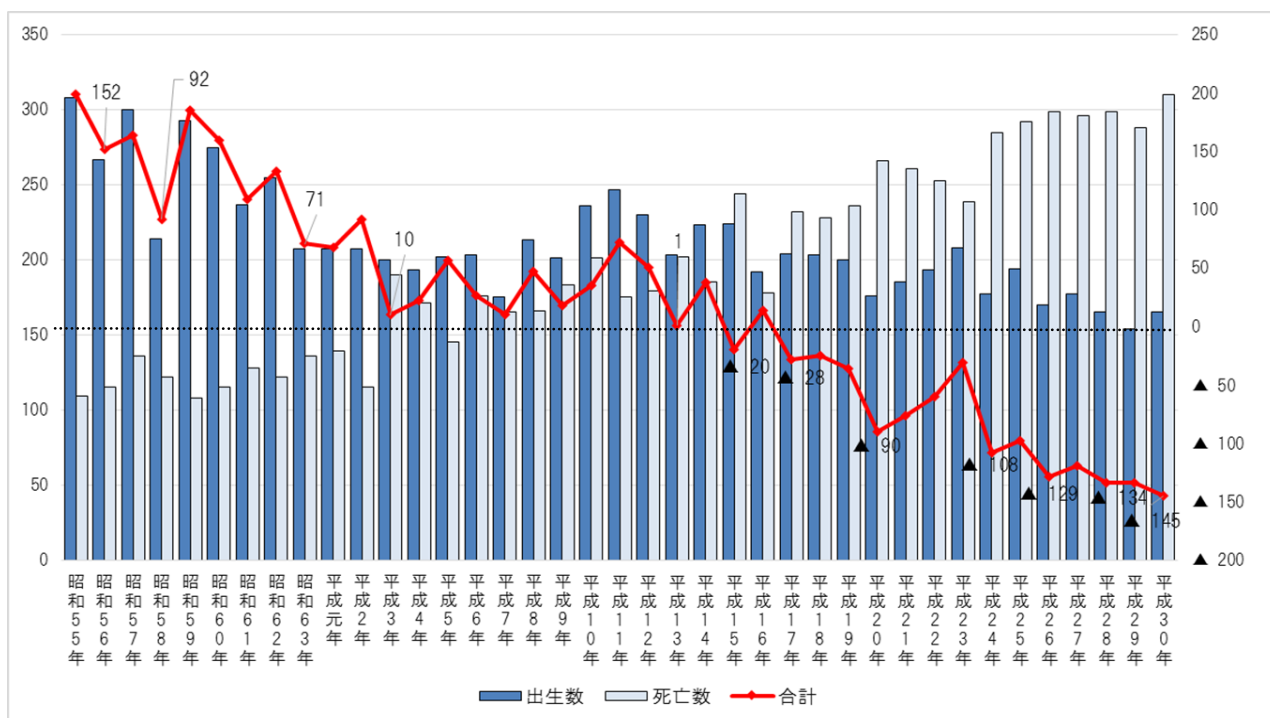


図7 自然増減（出生数・死亡数）推移（各年度末時点）

* 住民基本台帳より作成

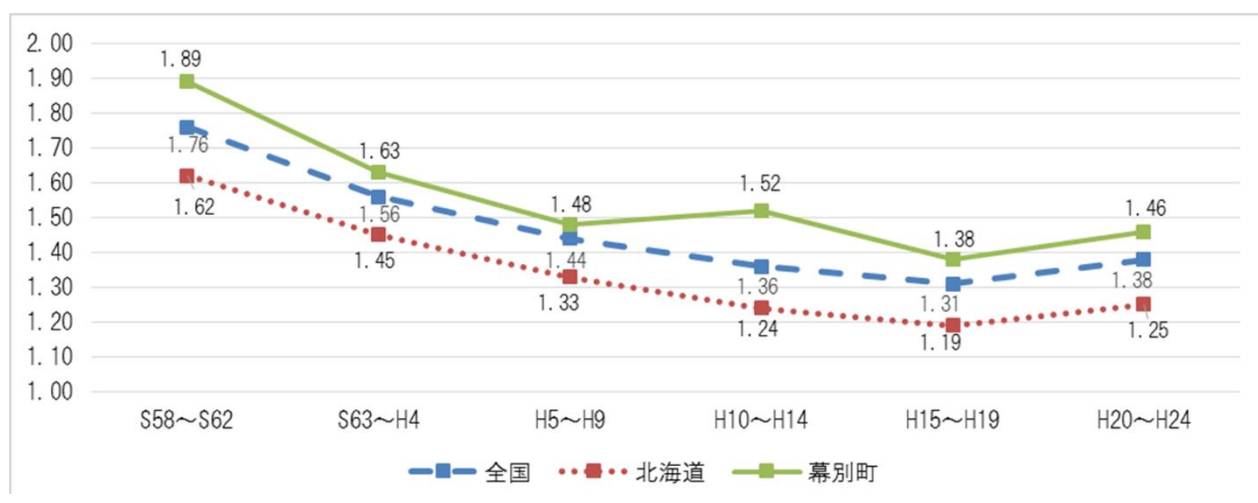


図8 合計特殊出生率推移

* 人口動態統計（5か年平均）より作成

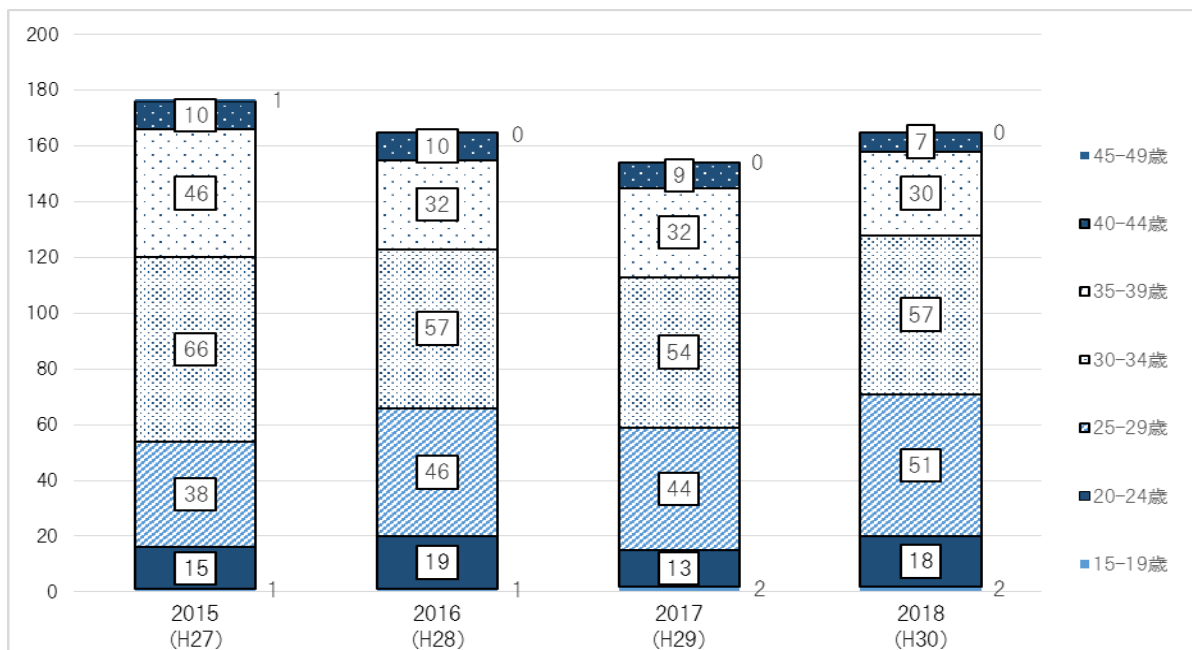


図9 母親の年齢階級別にみた出生数の推移（各年度末時点）

* 住民基本台帳より作成

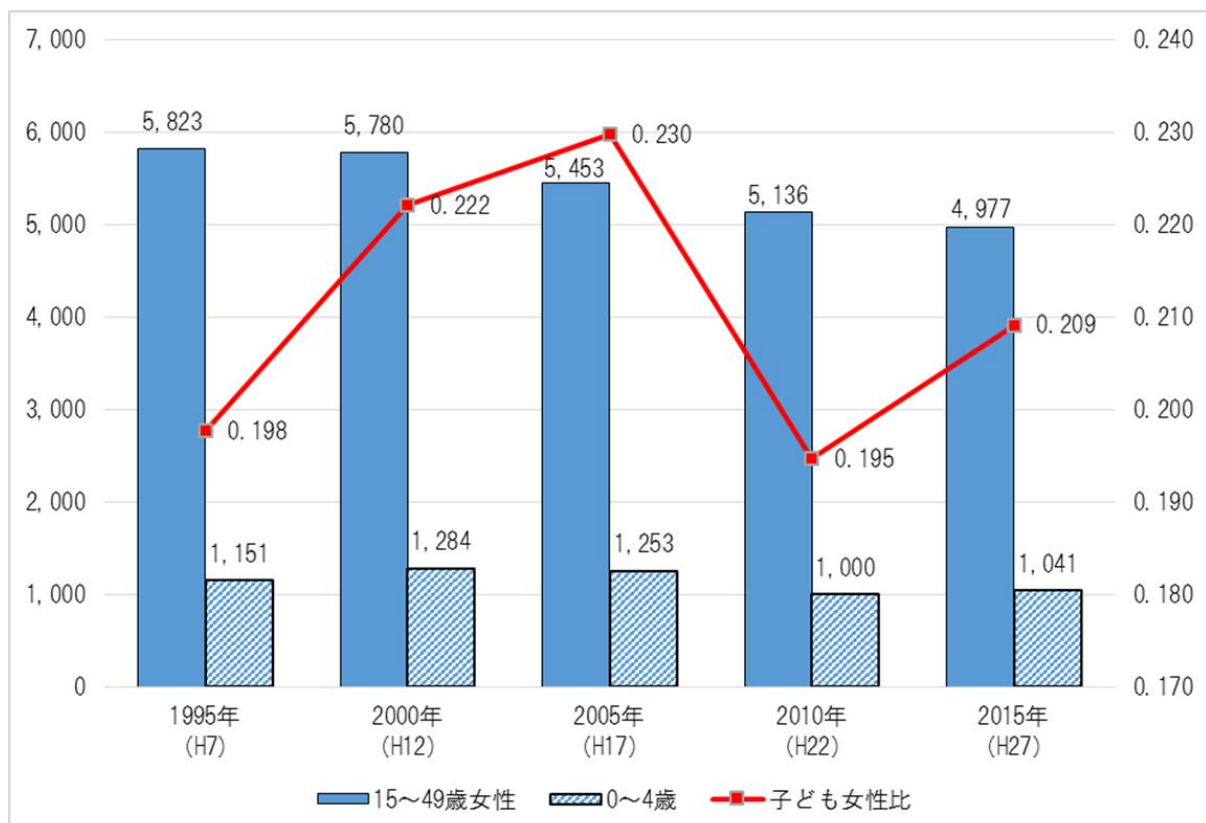


図10 0～4歳人口と子ども女性比

* 国勢調査（H17以前は幕別町と忠類村の人口数を合算）より作成

(4) 社会増減（転入数・転出数）の動向

① 総数の推移

転入数・転出数は、年ごとにばらつきはあるものの、増減を繰り返しながら 1996(平成 8)年度まで増加傾向にありましたが、1998(平成 10)年度以降、減少傾向に転じており、近年は社会減の状態が続いています(図 11)。

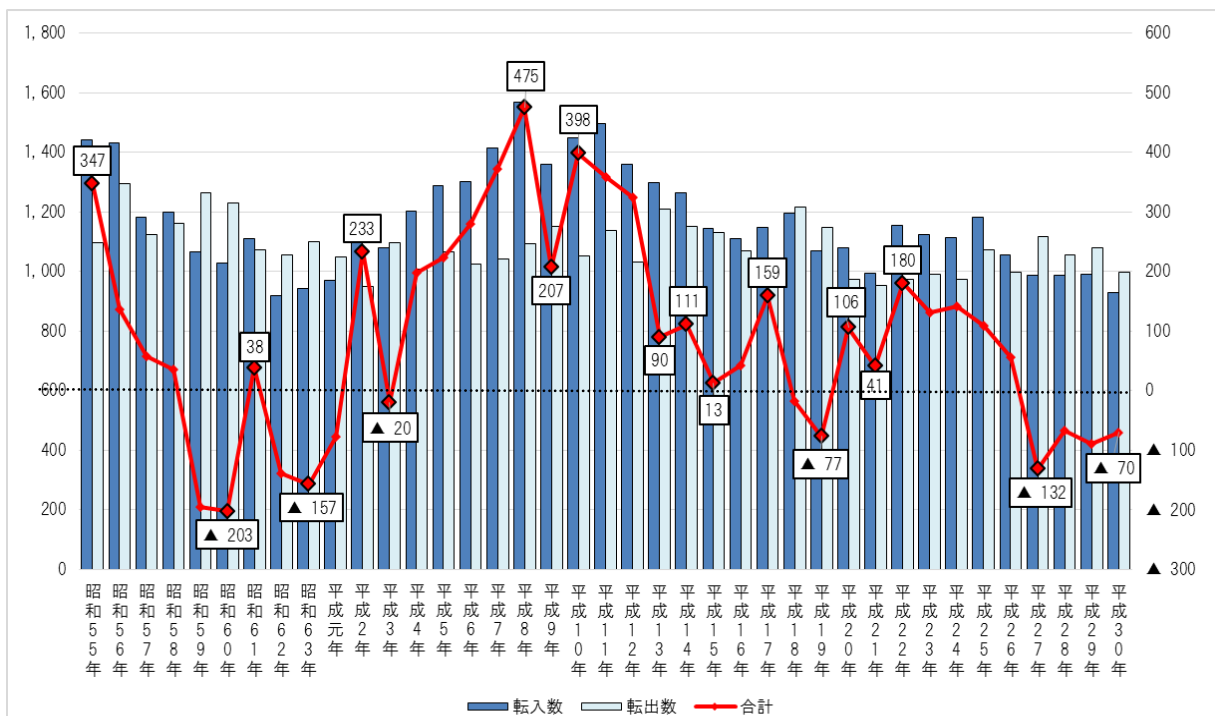


図 11 社会増減（転入数・転出数）の推移（各年度末時点）

* 住民基本台帳より作成

② 年齢階級別の状況

2018(平成 30)年度の転入数、転出数の動向をみると、転入数、転出数ともに 20 歳代が最も高く、次いで 30 歳代が高くなっています。また、転入と転出の差でみると、10～20 歳代は合わせて約 100 人の社会減の状況であるのに対し、その他の世代では、40 歳代を除き全ての世代で社会増となっています(図 12)。

これは、町外の大学等への進学や就職を機とし転出数が多い一方、子育て世代や定年退職を迎えた世帯が町内へ転入しているケースが多いと推察されます。

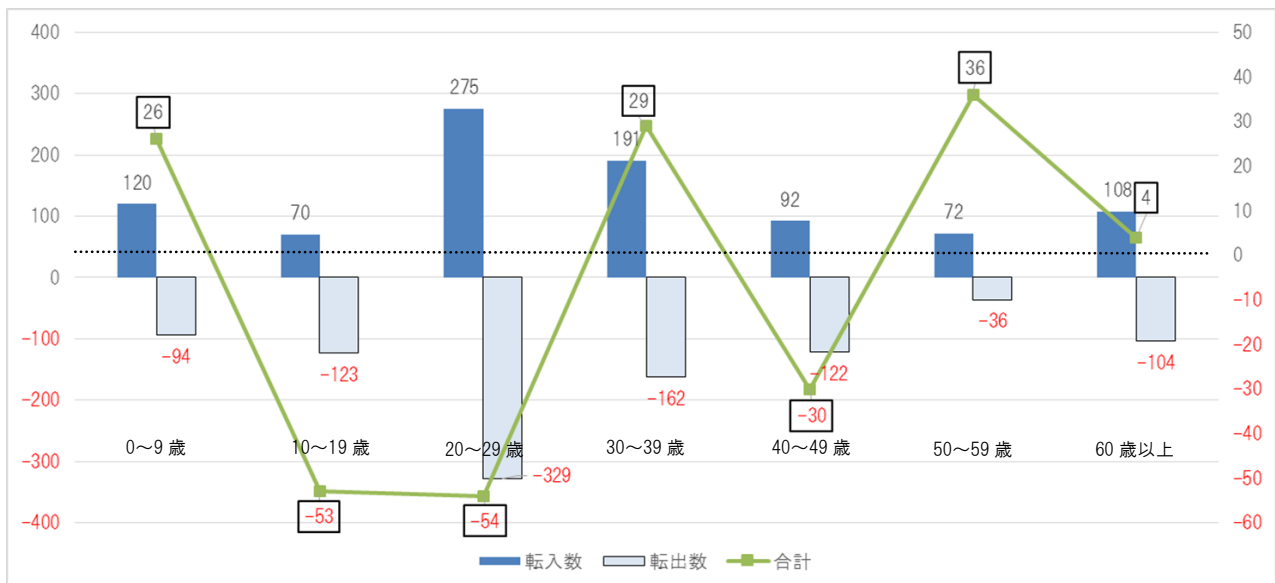


図 12 社会増減（転入数・転出数）の年齢階級別の状況（2018(平成 30)年度末時点）

* 住民基本台帳より作成

③ 時系列の推移

社会増減の近年の時系列の推移をみると、10～20 歳代及び 40 歳代において社会減の傾向にある一方、他世代においては社会増の傾向にあります（図 13）。

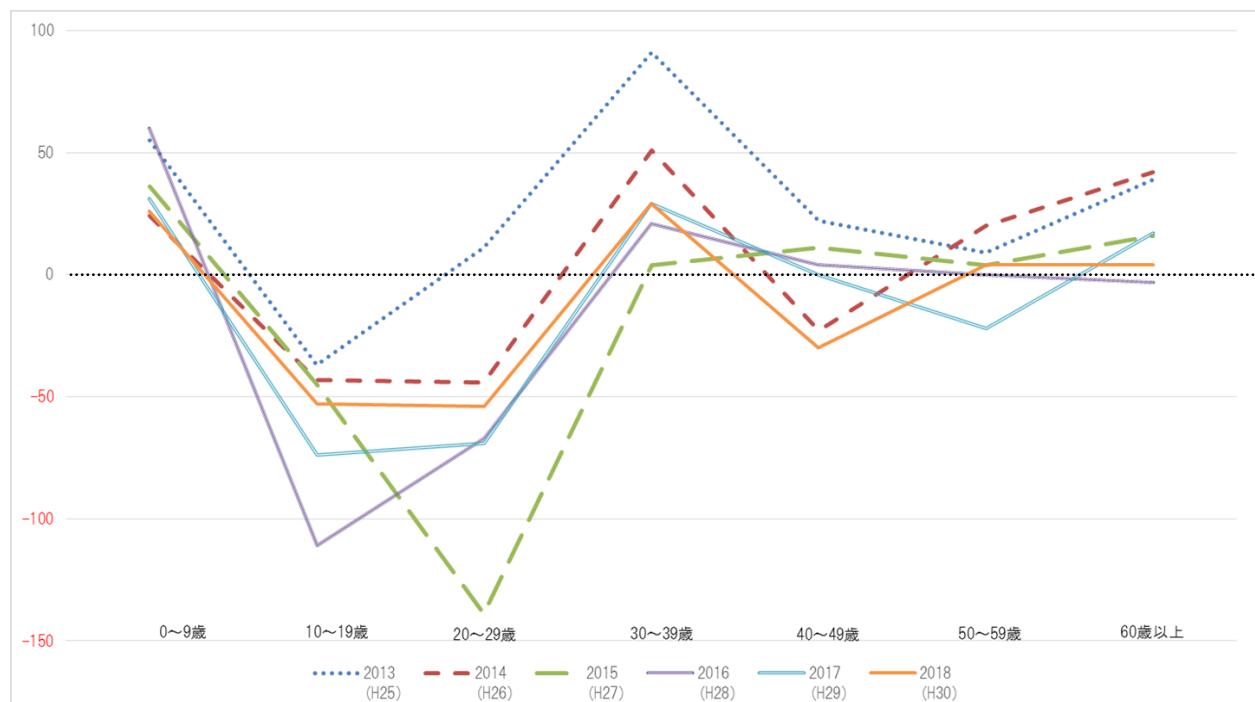


図 13 社会増減（転入数・転出数）の時系列の推移（各年度末時点）

* 住民基本台帳より作成

④ 幕別町への主な住所地別転入数・転出数

2018(平成 30)年度末時点の幕別町への転入・転出の状況を主な住所地別にみると、帯広市、音更町、芽室町を除く十勝管内市町村及び東京都を除く道外その他の地域からは転入超過の状況となっています(図 14)。

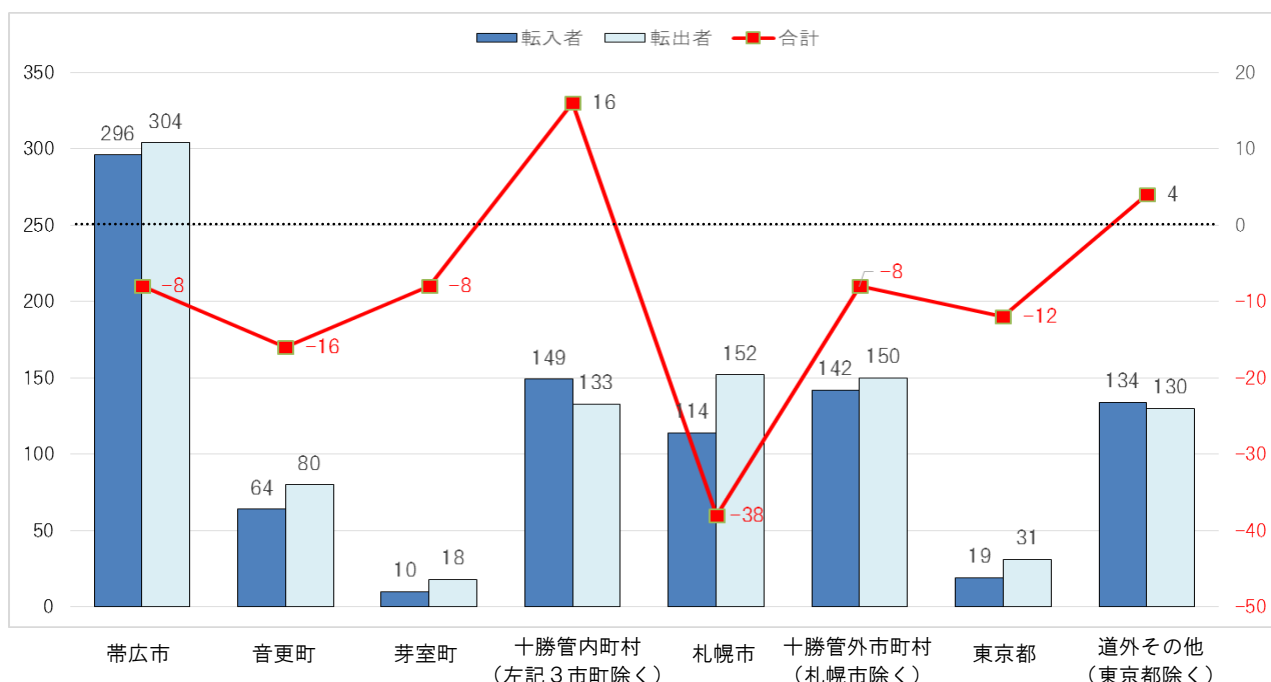


図 14 幕別町への主な住所地別転入者・転出者数 (2018(平成 30)年度末時点)

* 住民基本台帳より作成

⑤ 幕別町内地域別の社会増減(転入数・転出数)の状況

平成 30(2018)年度末時点の幕別町内地区別の社会増減の状況をみると、忠類地域では転入超過となっています(図 15)。

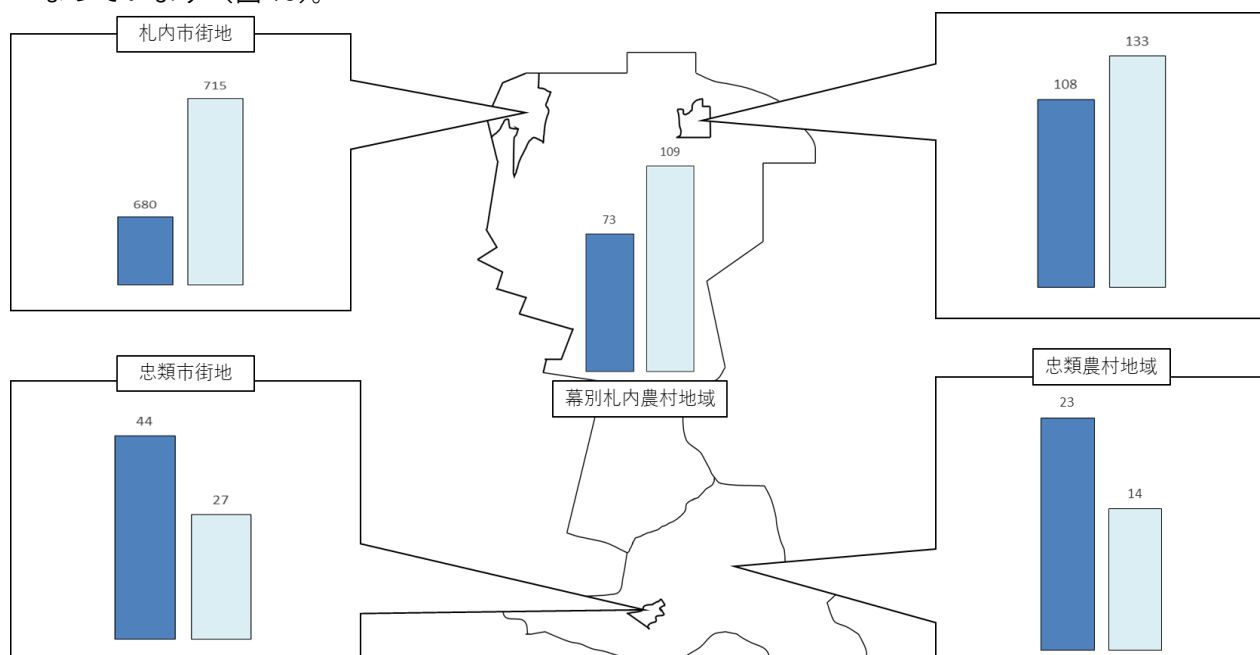


図 15 幕別町内地域別の社会増減(転入数・転出数)の状況 (2018(平成 30)年度末時点)

* 住民基本台帳より作成

⑥ 十勝管内市町村別の社会増減（転入数・転出数）の状況

2018(平成 30)年 12 月末時点の十勝管内市町村別の社会増減の状況をみると、上士幌町及び豊頃町を除く市町村において、転出超過となっています（図 16）。

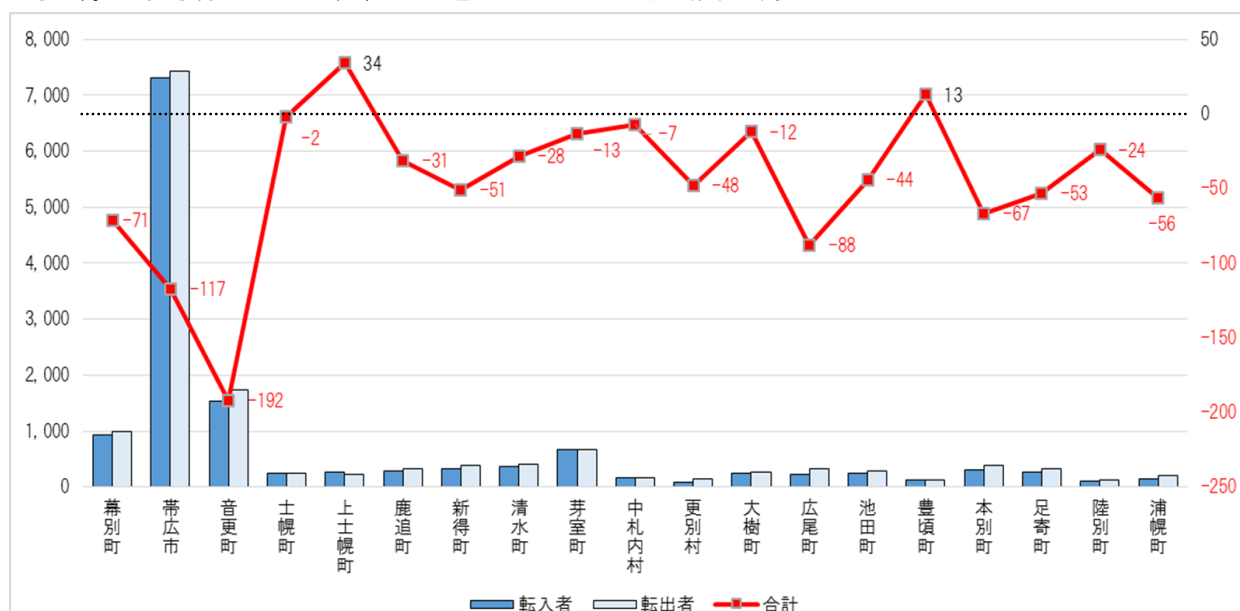


図 16 十勝管内市町村別の社会増減（転入数・転出数）の状況（2018(平成 30)年 12 月末時点）

* 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」より作成

⑦ 十勝管内市町村別の昼夜間人口及び人口比率の状況

2015(平成 27)年時点の十勝管内市町村別の昼間人口（就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口）及び夜間人口（調査時に調査の地域に常住している人口）をみると、夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合である昼夜間人口比率は、士幌町が最も高く、幕別町は最も低い状況にあります（図 17）。

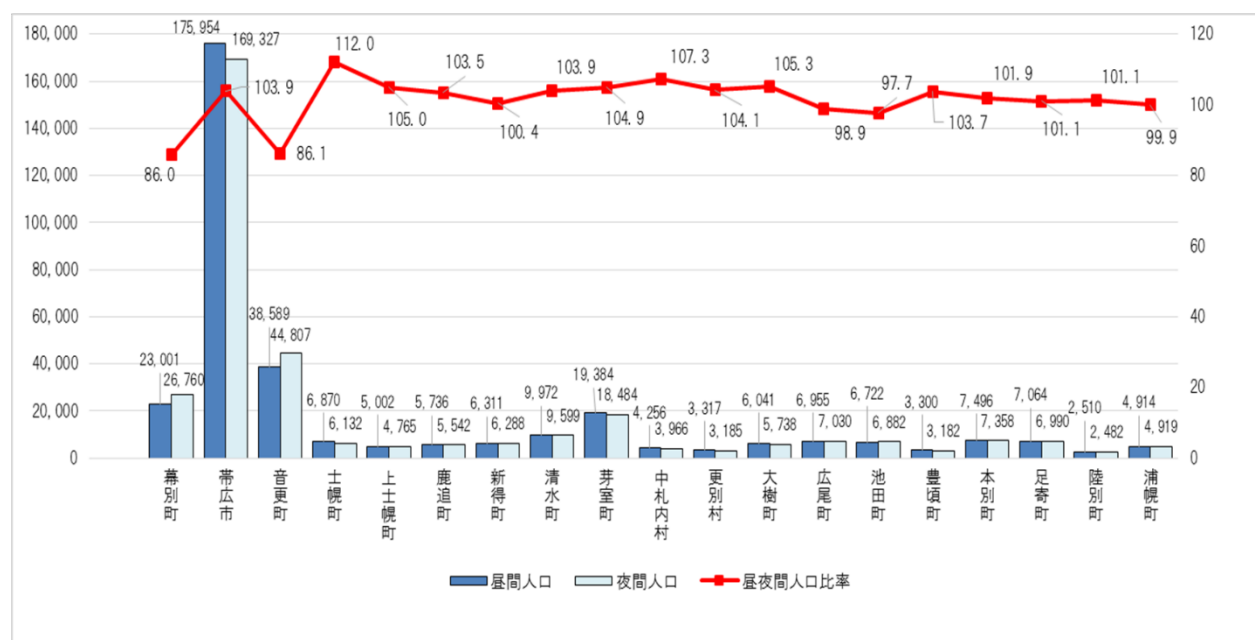


図 17 十勝管内市町村別の昼夜間人口及び人口比率（2015(平成 27 年時点）

* 国勢調査より作成

(5) 外国人人口の動向

外国人人口は、2016(平成 28)年度まではほぼ同数で推移していましたが、2017(平成 29)年度以降急激な上昇局面を迎え、2018(平成 30)年度には 100 人を超えています(図 18)。

国籍別にみると、近年はベトナムの増加が著しく、人口数でも 1 位となっています(図 19)。

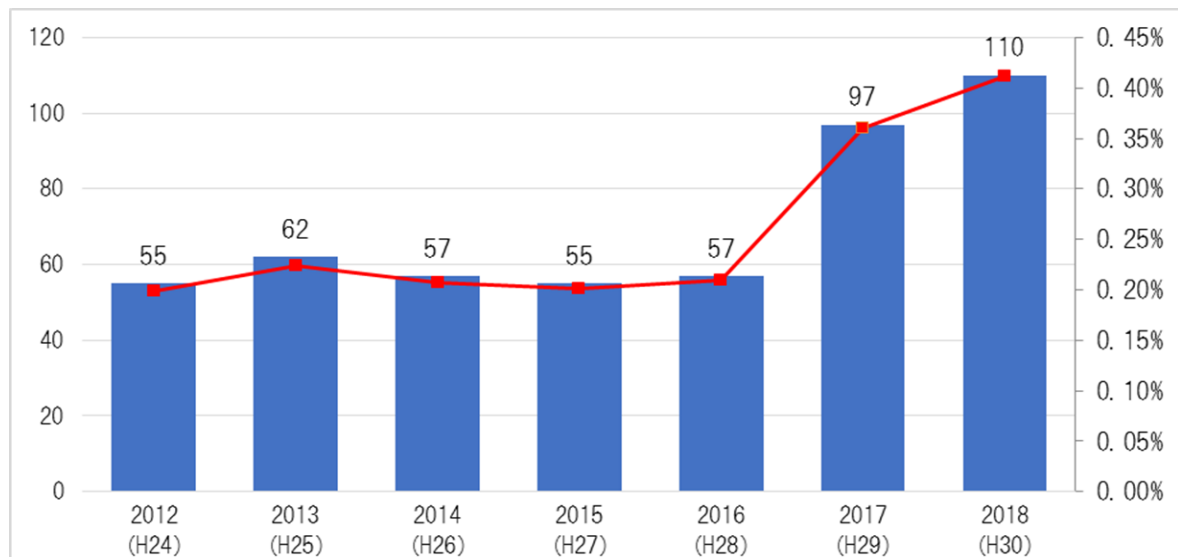


図 18 外国人人口と総人口に占める割合の推移(各年度末時点)

* 住民基本台帳より作成

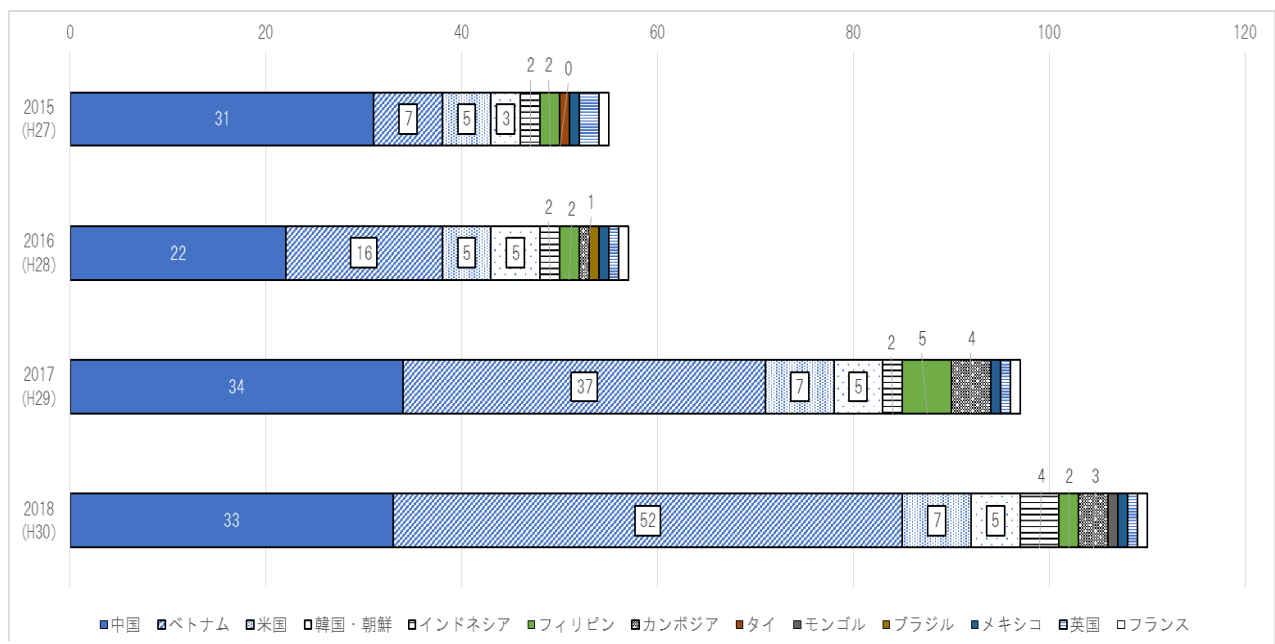


図 19 主な国籍別の外国人人口の推移(各年度末時点)

* 住民基本台帳より作成

(6) その他

① 平均寿命の推移

男女別の平均寿命の動向をみると、幕別町は男女とも伸びており、全国、北海道の平均を上回る傾向が続いていますが、2015（平成 27）年の女性の平均寿命は全国平均を下回っています。（図 20、21）。

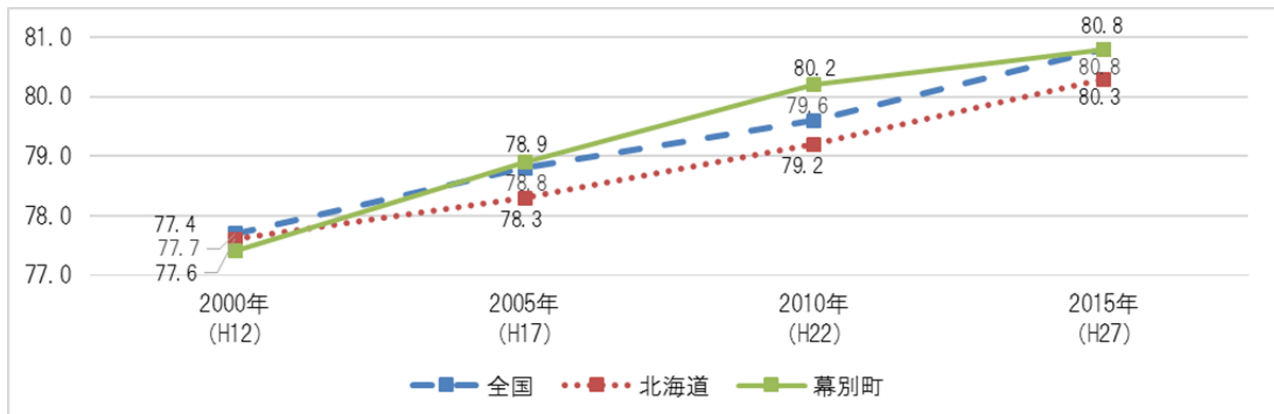


図 20 男性の平均寿命の状況

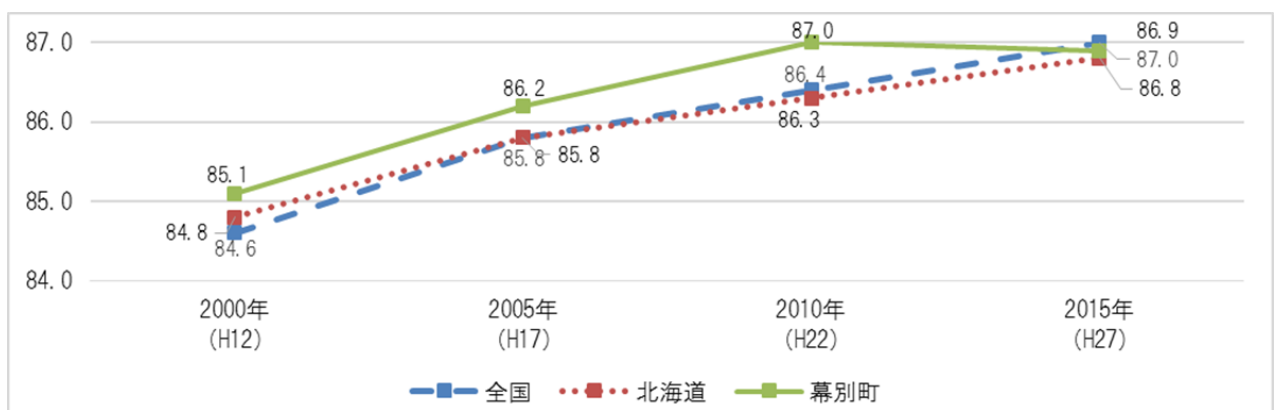


図 21 女性の平均寿命の状況

*1 市区町村別生命表より作成

*2 2000 年（H12）は幕別町と忠類村の平均値

② 未婚の割合の推移

全国の25歳から39歳までの未婚の割合の推移を年齢5歳階級別にみると、1975(昭和50)年代から全年齢階級で大幅に上昇し、25歳から29歳では、男性は平成22年以降7割、女性は6割を上回っています。

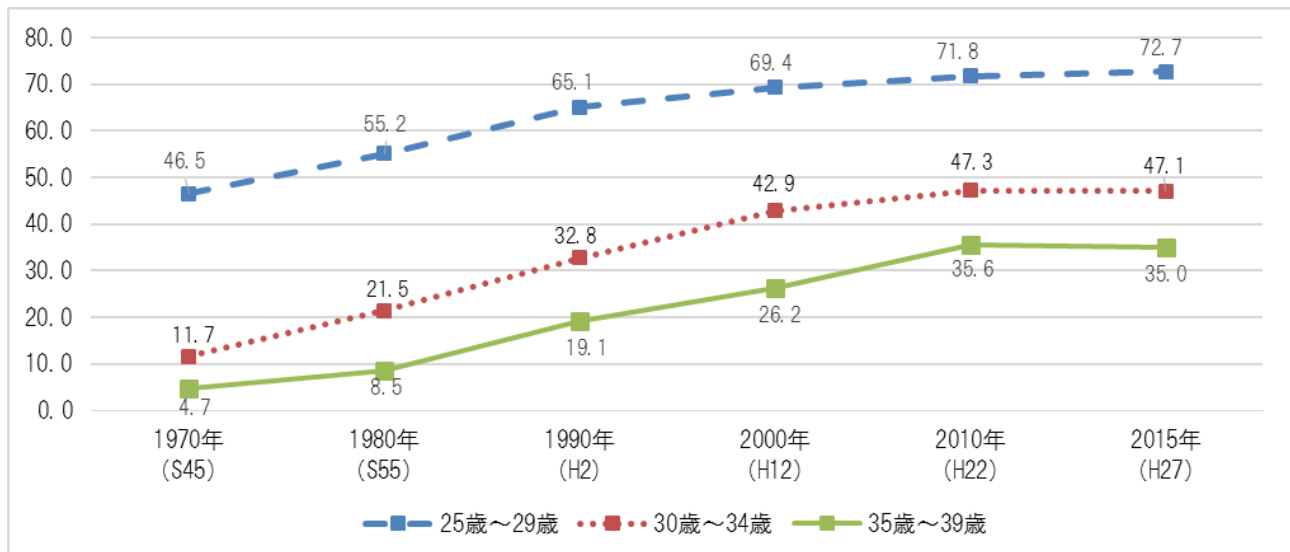


図 22 25歳から39歳までの男性の5歳階級別未婚の割合の推移

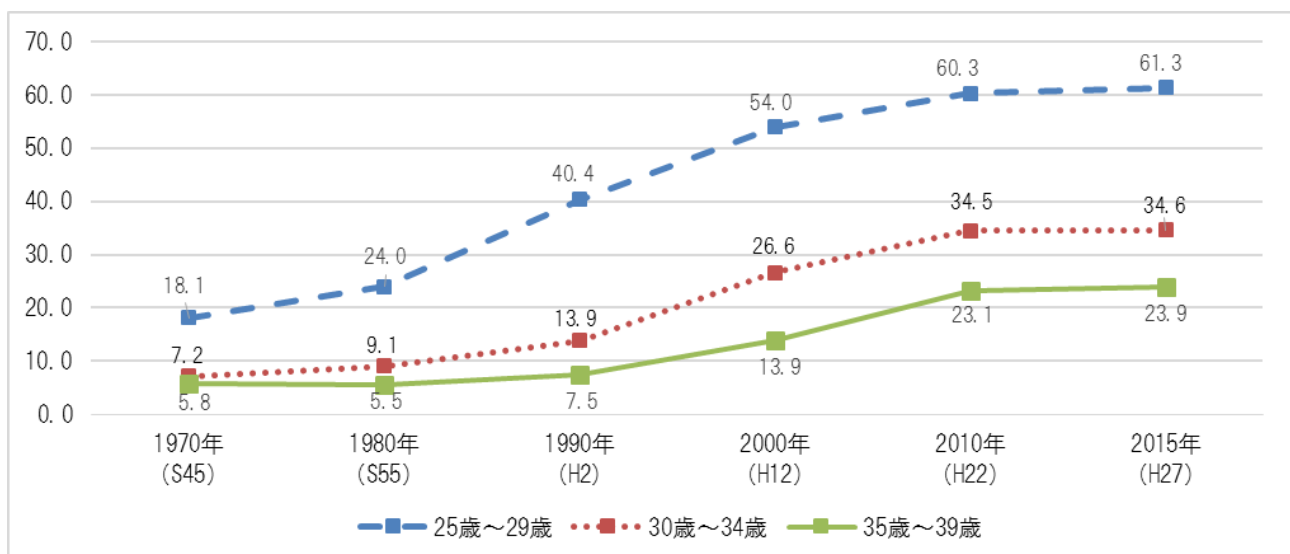


図 23 25歳から39歳までの女性の5歳階級別未婚の割合の推移

* 国勢調査より作成

③ 幕別町内の男女別及び産業別就業者数

2015(平成 27)年の幕別町の男女別及び産業別就業者数をみると、農業、建設業、製造業、卸売業等及び医療、福祉に従事する方が多い傾向となっています。また、男性は農業、建設業、製造業、卸売業等に集中し、女性は農業、卸売業等、医療・福祉に集中しています(図 24)。

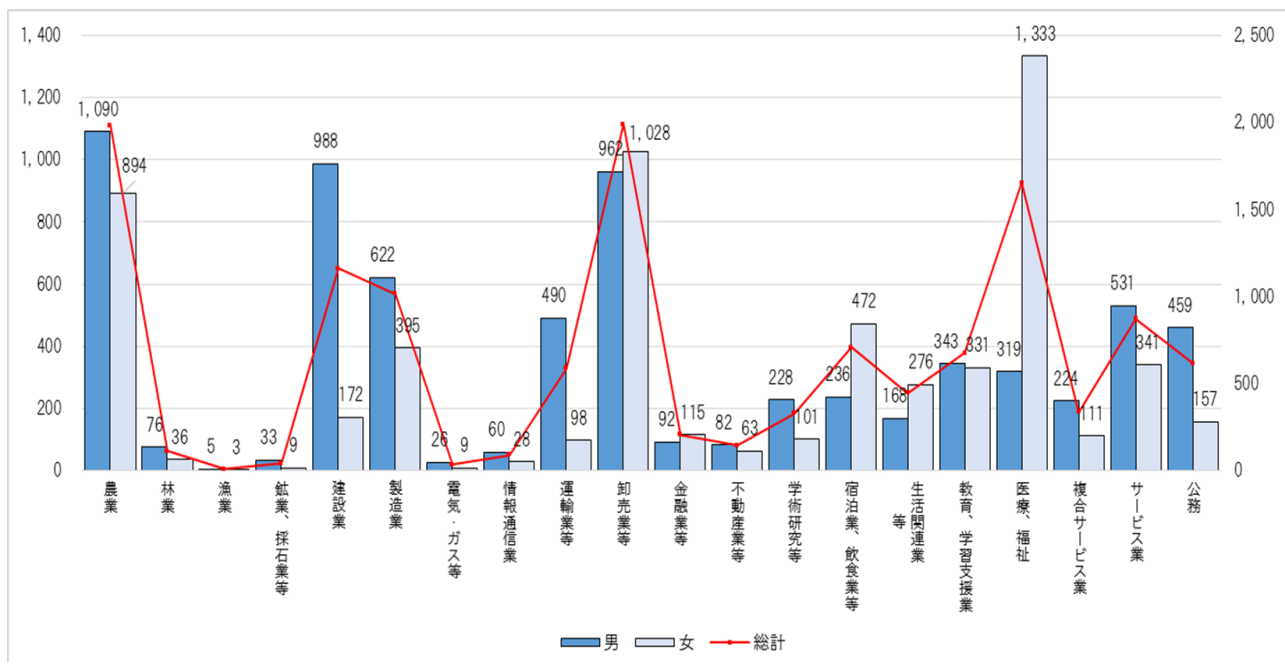


図 24 幕別町内の男女別及び産業別就業者数(平成 27 年時点)

* 国勢調査より作成

④ 十勝管内市町村別の男女別就業者数

2015(平成 27)年の十勝管内市町村別の男女別就業者数をみると、いずれの市町村において男性が女性を上回っています。また、15 歳以上の人口に占める就業者割合は、更別村が最も高い状況となっています(図 25)。

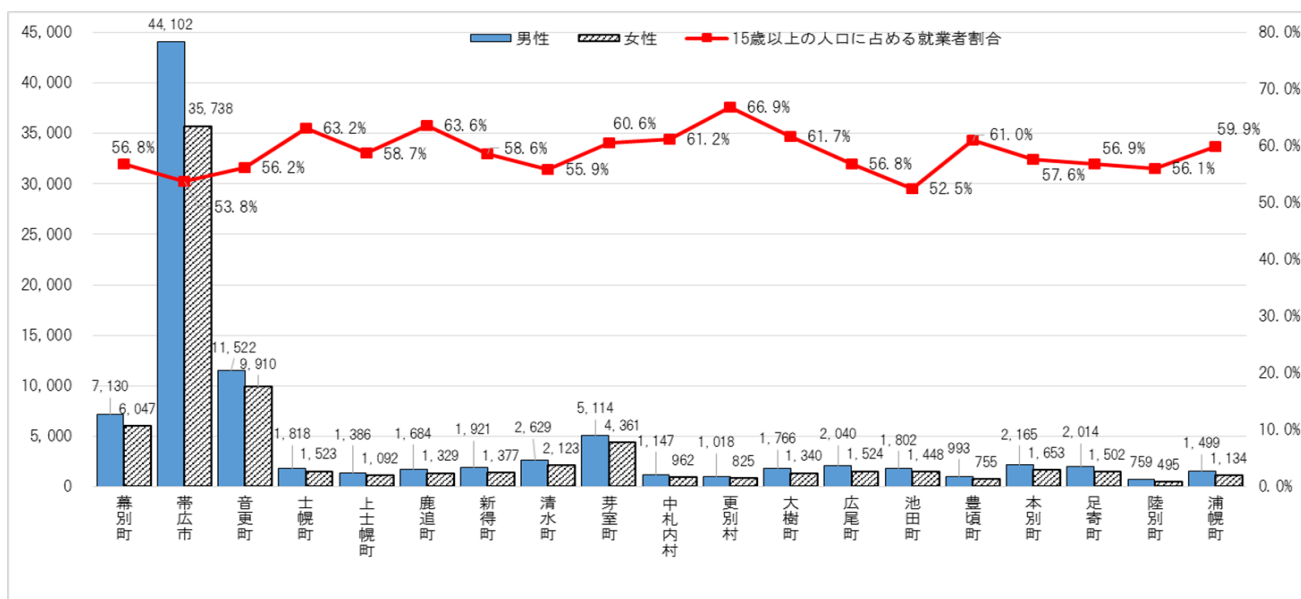


図 25 十勝管内市町村別の男女別就業者数(平成 27 年時点)

8 人口の将来展望

(1) 現状・課題と今後の方向性

これまで分析した人口動向の特徴等をもとに、「総人口」、「自然増減」、「社会増減」、「年齢3階層別人口」の4つの観点から現状と課題をあげ、今後の方向性を次のとおりまとめました。

項目	現状・課題	今後の方向性
総人口	近年は近隣市町村も含め人口減少傾向にあり、長期的にもこの傾向は続くものと考えられます。	今後、地域の活力を維持するため、十勝管外あるいは道外からの移住・定住者を増やすなど、できる限り人口総数を維持できるよう、施策に取り組む必要があります。
自然増減	町における出生数は170人前後で推移し、0～4歳人口は減少傾向にあります。特に30歳～40歳代以上の出生数が減少傾向にあることなどを踏まえると、出産・子育ての支援が課題になると考えられます。	今後、人口の自然減や年少人口、生産年齢人口の減少を抑制するため、結婚や出産を希望する方が安心して、出産・子育てできる環境を整備することが必要です。
社会増減	大学や就職を機に転出する10～20歳の若年層を中心として、転出超過が続いています。一方、10歳未満、30歳代は転入超過の状況となっており、子育て世代が町内へ転入しているものと考えられます。 住所地別では、転出入数とのいずれも帯広市が多く、また、社会減となっている他、札幌市及び東京都など都市部への流出が多くなっています。 また、近年では、外国人人口の増加が著しく、国の政策等も踏まえると今後も増加傾向は続くものと考えられ、対応が課題となります。	子育て世代を中心に、近隣自治体の中で人々に選ばれるまちとして、幕別町の魅力を高めるとともに、進学を機に転出した若い世代が、再び地域に戻り、住み続けられる環境を整備することが必要です。 また、急増する外国人が地域で安心して暮らせるよう、多文化共生社会を構築していく必要があります。
年齢3階層別人口	年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向にある一方、老年人口は増加の一途をたどっており、少子高齢化社会は着実に進行しています。社会保障費のさらなる増加、地域経済や様々な活動の担い手の減少など、地域に及ぼす影響への対応が課題になると考えられます。	生産年齢人口の移住・定住化や年少人口の増加など、バランスの取れた年齢構成とするとともに、少子高齢化の地域への影響ができる限り緩やかになるよう、施策に取り組む必要があります。

(2) 将来の人口推計

① 推計方法

基本的な考え方は、前人口ビジョンと同様に 2015(平成 27)年 3 月の住民基本台帳人口を基準として、社人研推計や町における住民基本台帳人口の近年の自然増減・社会増減の傾向等を踏まえつつ、2015(平成 27)年に実施した住民アンケートで示された町全体の合計特殊出生率 1.55 を基本として、本町における人口を推計することとしました。

このため、幕別町の人口ビジョンは前人口ビジョンから変更せず、現行のとおりとします。

② 推計結果

将来の総人口の推計結果をみると、2045(令和 27)年には、総人口が約 2 割減少し、2060(令和 42)年には 20,000 人を下回る見込みとなりました(図 26)。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口とも減少傾向が続き、生産年齢人口は 2060(令和 42)年までに約 5,500 人減少する見込みとなります。一方、老年人口は 2025(令和 7)年まで増加し続け、高齢化率は 2045(令和 27)年に 34.1%まで達する見込みです(図 27)。

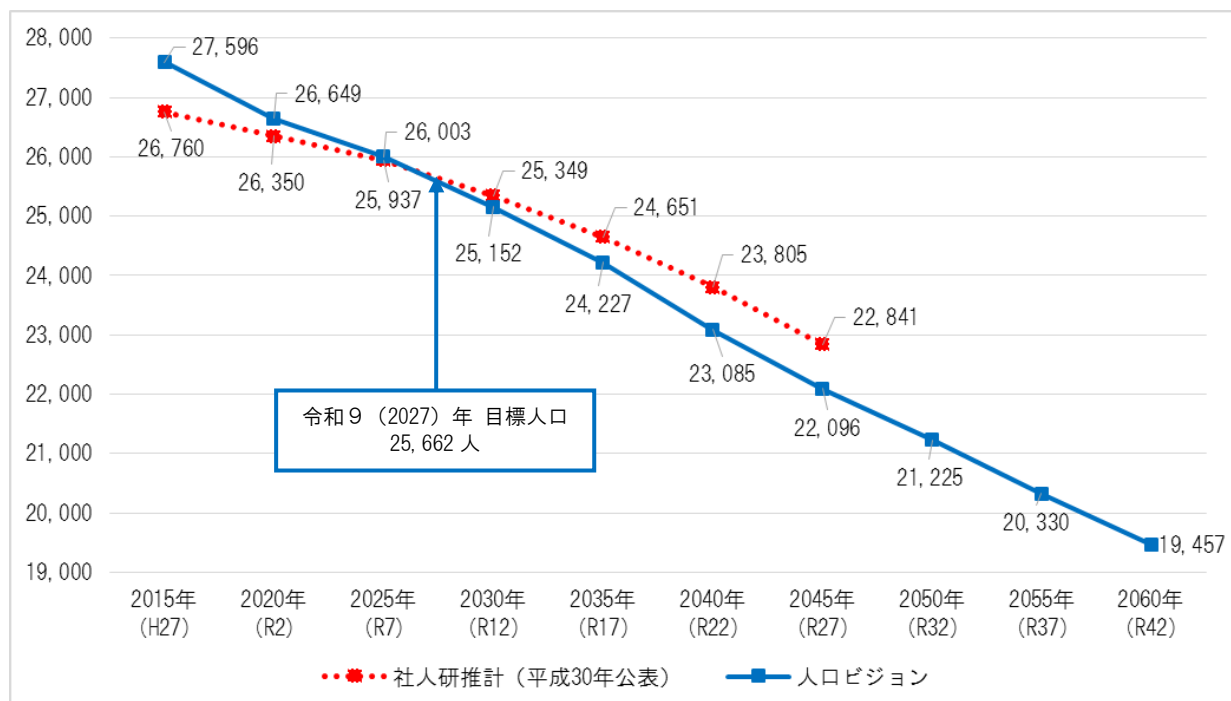


図 26 将来の総人口の長期的見通し

* 国立社会保障・人口問題研究所は 2015 年から 2045 年までの 30 年間の将来推計を公表

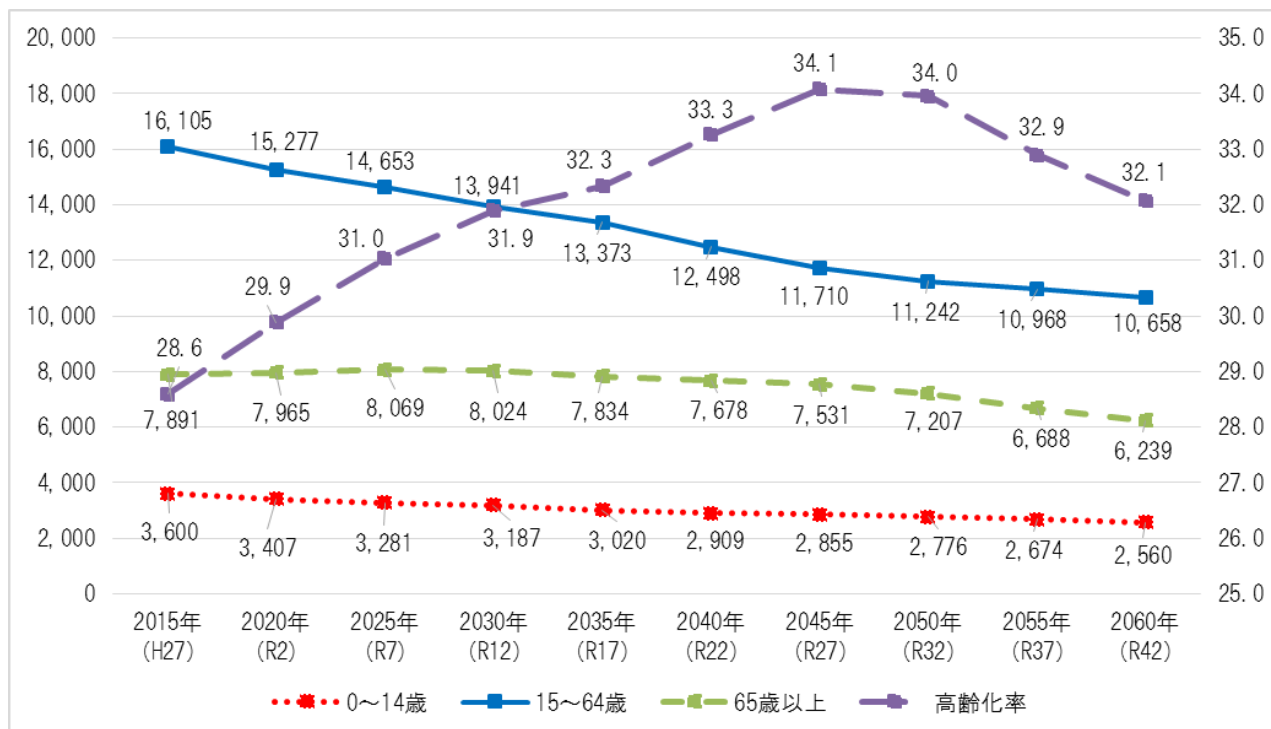


図 27 年齢3区分別人口の長期的見通し

(3) 今後の見直し

人口ビジョンは、今後のまちづくりの波及効果や、外国人の受入に関係する国の政策による動向等に注視しつつ、将来変動に大きな乖離が見込まれる場合には、必要に応じて改定を行っていくものとします。

幕別町人口ビジョン

令和2年3月改訂

発行：北海道幕別町

編集：幕別町企画総務部政策推進課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1

TEL：0155-54-6610

FAX：0155-54-3727